

1. 平成31年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成31年3月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 長 竹 下 光
補 佐

議会事務局
議会総務課 主 事 細 川 珠 代

◎開議の宣告

- 議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には4番 野田勝彦君、5番 山川直保君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 武藤忠樹君

- 議長（兼山悌孝君） それでは、14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

- 14番（武藤忠樹君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は大きく3点についてであります。まず最初に観光公害、いわゆるオーバーツーリズムについての質問をさせていただきます。

現在、世界的に観光公害といった問題がクローズアップされております。さまざまなビーチの閉鎖があったりとか、ヒマラヤのごみ問題、いろいろな事例がありますが、かつて、私たちの郡上市においても、スキーシーズン、またあるいは郡上おどりの徹夜の時期に交通渋滞が発生し、住民生活が脅かされる事態になったこともありました。

最近、鮎掛けシーズンには、駐車、ごみ、排泄物等々、さまざまな問題も発生しております。

八幡町市内では、観光客のマナーに起因するさまざまな市民とのトラブルも発生すると聞いております。

今後、何も対策なしで観光立市を推し進め、交流人口が増大していくと、環境破壊とか市民の生活基盤が損なわれる等々、さまざまな問題が発生し、観光への危機感が市民の間に広がるのではないかと危惧しますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、お答えを申し上げます。

ただいまお話のありました、いわゆる観光公害、いわゆる、このごろはオーバーツーリズムとも言われておりますけれども、これは、最近各地で議論がされております。

特にインバウンド、外国人観光客の誘客が増加するにつれまして、ここ近年、先進的な観光地では、観光客の誘客よりも、むしろ観光客の抑制対策、こういったものにシフトしているという、そんな傾向も見られるところでございます。

これは、長期的な視点に立ちまして、地域として一時的な経済効果よりも、住民と一緒にあって持続可能な観光地づくりというのが主流になっている、そんなことにも関係していると思います。

DMOというのも観光地経営という立場から、ここについて質問があるというふうに考えております。

身近な例としまして、白川村の状況を報告しますと、オーバーツーリズム対策としまして、ことし1月の白川郷のライトアップイベント、これ33回目ですけれども、これは来場者を抽せん式に変えまして、完全な予約制ということで実施がされました。

このイベントは、毎年多くの観光客が来ておりまして、最近はその受け入れ能力を大幅に超えまして、現場ではさまざまなトラブルが発生しておりました。

イベント当日に数千人が訪れますので、大渋滞に加えまして、おおむね半数近くが外国人のお客様という状況で、外国人対応スタッフを配置しても、現場では混乱する事態も起きているというふうに聞いております。

また、イベント時期に限らず、中華圏からも団体客が通年を通してふえてきたので、いわゆる個人旅行の欧米系の方が、白川郷を敬遠しているんじゃないかといった、そんな危惧もされているところでございます。

また、別の例でございますけれども、北海道のニセコにおきましても、スキー場に中国人の方のお客様がたくさん殺到しまして、これまで常連であった欧米系の観光の方が、ほかの地域に流れたり、あるいは、ほかにも国内の著名な観光地にも外国人があふれて、その土地の風情を好んでいた日本人が、そこを敬遠し始めている、そんな傾向も生まれているというふうに聞いております。

郡上におきましても、ただいまお話がありましたように、かつてはおどりシーズン、あるいはスキーシーズンには交通の渋滞が起きまして、住民生活にも支障を来してはございましたけれども、現在は東海北陸自動車道の開通、あるいは4車線化が行われまして、インフラ整備によって、以前のよう

な大規模な渋滞というのは緩和されたというふうに思っております。

しかしながら、住民生活への負担の増大、あるいは観光客の満足度の低下、さらには観光地としてのブランド力の低下を招かないように、こういった観光公害、オーバーツーリズムという観点を持ちながら、観光振興を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 御答弁ありがとうございます。

今、お話にありましたように、郡上市も観光立市ということで、目指しておるわけですが、オーバーツーリズムといった問題につきましても、同時に取り組んでいく必要性は感じておりますが、最近、国内、インバウンド、インバウンドという言葉がしょっちゅう聞かれるわけですが、我が国の観光消費額の85%は国内の観光客であるとも言われております。

インバウンドに特化した施策を推し進めると、混雑等を理由に観光客の満足度が大きく損なわれ、国内の観光客減少という事態を招きかねないと思っておりますが、この地域の目指す観光地の将来イメージをしっかりと市民の間で描いて、その方向に向かって進むべきじゃないかと思っておりますけれども、一つ、記事を紹介いたします。これは金沢市の記事であります。

金沢市では、2015年の北陸新幹線金沢開業に伴い、観光客が大きく増加し、地域が活性化している一方で、市民生活に悪影響が出ていることが問題となっている。2016年11月から12月にかけて、金沢経済同友会と金沢市議会、12月定例議会で相次いで宿泊税の導入について提案があり、金沢市長が宿泊税の導入を検討する方針を明らかにした。

2017年5月下旬に宿泊税の具体的検討に入るプロジェクトチームにおいて、導入の検討が始まるとともに、北陸新幹線開業による提供検証会議においても、宿泊税導入の検討が進められた。

同年11月のプロジェクトチームの検証結果及び北陸新幹線開業による影響検証会議による答申を踏まえ、京都市と同様に宿泊金額にかかわらず課税することになった。2019年4月11日より、宿泊税が導入される。

こんな記事が載っておりますけれども、現在、東京・京都、ここの等々では、宿泊税といったものが課税されております。

郡上市は宿泊税をどうのこうのという、まだ立場にはないと思っておりますけれども、ある程度、富士山の5合目以上の入山料を取るとか、いろんな施策がとられる中で、郡上市もそういったことも踏まえて、今後、この観光立市に取り組んでいく必要性を感じておりますけれども、その辺の御所見を伺っておきたいと思っております。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） ただいまのお話のこと、全く私も同じでありまして、これから全て、全てと言いますとあれですが、取り組む課題をたくさん、今、御享受いただいたと思っています。

郡上市におきましても、今、言いますと90%ぐらいは日本人のお客様であります。ようやく年間15万人ぐらいの外国人の方が立ち寄り、そして、宿泊についても2万数千人と、まだまだ絶対多数は日本人の方でありますので、その人に、本当に、いわゆるもっと来てもらえるように、あるいは、先ほど言いましたように、「あそこも外人がふえて嫌ね」と言われないように、きちんと観光資源を磨き上げて、しっかりと情報発信をして、望ましくは日本人の人を何割ぐらい来ていただき、何割ぐらいが外人という目標を定めて進めていきたいと思っておりますし、ただいま、お話のありました宿泊税等につきましては、入湯税のことにも通底しますけれども、いわゆるその前に宿泊の体制の整備というのが、まず第一だろうというふうに思っておりますし、宿泊については、まだまだ郡上、大変課題が多うございますので、そちらのほうをまず磨き上げ、体制整備にまず全力を注ぎたい、そのように思っております。

以上です。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

観光立市を目指すということで、この発案者は市長さんでございますので、市長さんからもお考えを伺っておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この武藤議員がおっしゃいますオーバーツーリズムというか、いわゆるキャパシティを超えて人が押しかけてくることによって、地域の生活にいろんな支障が起きるというようなことであります。

常々申しておりますように、観光、国の光を見るということですから、やはりそれを現代版にすれば、私たちの地域の生活や産業や風景や、いろんなものを見ていただくということでありますので、どうしても私たち郡上の地域の生活や生産の場にお客様を招き入れなければならないということではあるわけなんですけれども、それが本来の地域の生活や生産に支障が起きるようなことがあってはいけませんし、それにはやはり、かしこくそうしたいろんな手立てを講ずる必要があるというふうに思いますので、商工観光部長が申しあげましたように、ただいっときお客さんがたくさん来ればいいという考え方でなしに、やはり中長期的にいろんな対策を講じていかなければいけないというふうに思っております。

宿泊税とかいうお話もございましたが、こうしたものは、やはりそれだけのものを課しても、お客様はどんどん来られるというところと、若干オーバーツーリズムというよりは、まだまだ客観的

に見ればアンダーツーリズムというような、まだまだもう少しお客さんが来てほしいというところ、地域のいろんな競争条件という問題がありますので、そうしたこと。

あるいは、もちろん観光政策といいますか、こういうものを進めていくために、特別の財源が必要であり、また訪れていただいた方にも払っていただいても特別の不満が生じないというような、うまい財源があれば、そうしたものは将来的には検討する価値はあるというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

最近の調査なんですけれども、夏季休暇に関するアンケートで、自宅で過ごすといった回答が40%ぐらいあります。

その理由は、どこに行っても混んでいるということですが、私自身も、本当にどこかへ、この5月の連休に出かけようと思っても、渋滞を考えると、ちょっと苦になるかな、出かけるのやめよかなという気にもなってしまう。そんな国内の観光地に関する状況もしっかり把握して、今後進んでいくことが必要だと思っています。

それと、市民の中に、観光に関する危機感が発生するといったことが問題になってきますので、その辺のところを市民の間で、しっかり観光に関する今後の進めぐあいを、同意を得ていく、そんな必要性も感じておりますので、ぜひともそういった進め方をさせていただきたいと思います。

私自身、昔、子どもが小さいころ、東京ディズニーランドへ行ったことがありましたけれども、1時間並んでイベントは3分といった状態で、非常に並ぶことが私たちは苦手なんですけど、都会の人は、割と並ぶことが平気なのかなって気がしますが、そういったことでは、だめなんじゃないかなという思いもしていますので、そうにはならない、観光客が満足できる、また市民の方も観光客をおもてなしできるような、そんな環境づくりが、今後進められるといいなと思っておりますので、ぜひともそういった取り組みも含めて、この観光立市を目指していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問、成人式であります。

2022年から民法の改正が行われます。この民法の改正によって、今、二十歳であった成人といったものが18歳となるとなっておりますが、この民法の改正で、自動的に18歳に下がる法律は200本以上あると言われております。

この成人式、市長もある雑誌に、その成人式のことを心配して書かれておりましたが、私自身も同じように、この18歳になることによって郡上市はどうするのか、そんな思いをしております。ぜひとも早目に議論をしていただきたい。

全国には、たとえ民法が改正になっても、二十歳のまま成人式を行うと決めた市もあります。ま

た、焼津市は、成人式をやめて「はたちの集い」をするといった方向づけをされておりますけれども、まだまだ先の話だと思っておりますけれども、ぜひとも郡上市においても、この成人式、この成人式といったルーツは、実は埼玉県の蕨市が敗戦直後にイベントを行って、それが成人式のもととなったと、私は認識しておりますけれども、この成人式、実際は終戦後、若い者に頑張ってもらおう、励ますといった意味でこの成人式が行われたと思っておりますが、最近はお窓会の意味合いも非常に濃く出ている成人式じゃないかなと思いはしますが、この郡上市の成人式といたらおかしいですけれども、二十歳の、民法が改正になって、18歳に引き下げられた後、郡上市としてはどういった形をとっていくのか、どういう議論をされていくのかということをお伺いしたいと思います。

教育長ですかね、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それではお答えをします。

武藤議員の御指摘のように、民法の改正により、成年年齢が18歳となることが決定し、成人式を迎える対象年齢についても、郡上市で検討していく必要があると考えております。

昨年、日本財団が17歳から19歳の年齢の若者を対象とした、全国的調査の結果では、成人式を迎えるにふさわしい年齢を二十歳と答えた割合が74%、18歳と答えたところが23.9%ということで、多くが成人式は二十歳と考えているようです。

また、郡上市におきましても、若い世代の意見を参考にするために、ことし1月13日に実施しました郡上市の成人式において、成人を対象にアンケート調査を行いました。

今後の成人を迎える対象ではありませんが、若者の意見として参考になるかと思っております。アンケートの結果は、ふさわしい年齢は二十歳とするところが82%、18歳が11.6%と、同じように多くが二十歳で成人式を迎えるのがふさわしいという考えでございました。

また、その実行委員の方々にもお聞きしたところ、ほとんど二十歳の成人式がよいという意見で、その理由として、18歳では受験や高校卒業と重なって大変だと思う。また、高校を出てからのほうが学ぶことが多く、視野を広げて成人になるという自覚が生まれると思う。また、心構えをしてからのほうがいいという意見でございました。

成人を迎えるにふさわしい年齢、18歳とすることについては、いろんなことが懸念されます。二十歳、19歳、18歳と3学年を同時に行いますと、会場等の準備が不可能であるということとか、その他、18歳という年齢につきまして、先ほどアンケートに答えてくれた子たちのように、大学受験、就職という、大変な時期であるということ課題があるかと思っております。

また、成人、18歳の年齢になることによって、いろんなことが認められますが、飲酒、喫煙、公営ギャンブルはこれまでどおり二十歳にならなければ認められないということから、最終的に責任ある大人になるのは二十歳と考えております。

今後、郡上市の成人式につきましては、こうしたアンケートの結果等を考慮し、若い世代の意見を尊重しながら、教育委員会、また総合教育会議等を通して、名称も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

私もそんなようなことで、今、教育長が言われたようなことを心配しておるわけですが、ただ、この18歳になると、いいことも一つだけあるんです。荒れる成人式がなくなるだろう、そういう意見もあります。

これから就職を迎えて、ばかなことをやったら就職が取り消しになるとか、いろんなことも考えられますし、民法改正になっても、お酒とたばこは二十歳からですので、お酒が入る成人式もなくなるだろうということで、荒れる成人式がなくなるといったメリットもあると聞いておりますけれども、ただ、毎日が同窓会みたいになってしまうなという気はしますね。

二十歳、一遍卒業してからまた会うというんじゃないしに、毎日会っていて、また会うという形になりますので、できましたら、私は成人式といった名称はやめてでも、二十歳の集いといった形で新たな集まりを行っていただくといいのかなという気がしていますが、市長はその辺、どう、書いてみえましたが、GUJOプラスでしたっけ、記事に載っていましたが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思いますが、御指摘のように、これまでは二十歳という、20歳というのが、今、既にもう改正されてしまっているんですけども、参政権の目安でもあり、そして、民法上の自分で契約をしたりとか、そういう大人として扱われるというものと、それから飲酒、喫煙、公営ギャンブルといったようなもの、あるいは万一、犯罪を犯した場合の少年法の適用が何歳以下にするのかといったようなものが、ほぼ一線で二十歳という形でそろえられていたために、成人イコール二十歳というのが、一つの共通の理解ということだったんだと思いますが、順番に参政権から18歳、国際的な標準ということもあるようですけども、そして今回、民法というような形で、成人年齢が改正をされていくという中で、ただし、依然として御指摘があったように、飲酒、喫煙、公営ギャンブル等は20歳からということですし、少年法の適用については、議論が、今、真っ最中、なされている真っ最中ですが、そういうことからすると、単純な大人という、その一つの線引きが、いわば非常に複線化というか、概念が実質的には分散をしたというふうに考えられるので、そういうものを全てクリアしたといいますか、そういう時期に、世間の常識的な意

味の大人としてのお祝いをするのかどうかといったようなことではないかと思っております。

それと、またお祝いをされる側にとっても、18歳のお正月というのは大多数の人にとっては高校3年生のお正月ということですので、受験を控えたり大変なときでもありますし、毎日、同級生とは顔を突き合せているというような時期でありますので、成人式という言葉にとらわれると、そういういろんな議論が出てきますが、私も、どちらかといえば、少し間を置いた二十歳の集いというような形でお祝いをしたらどうかなというふうには、個人的には思っておりますが、いろんな人の御意見をお伺いをしていながら、しかし、できるだけ早く、市としての方針も示せたらいいのではないかというふうに思っておりますので、よく教育委員会とも相談をしてみたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

同じ考えでおっていただくだけで、私はありがたいんですが、ぜひとも皆さんの、大きな多くの意見を聞いて結論を出していただきたいと思いますが、余り時間も、あつてないようなもので、早目の検討委員会をつくるなりして、議論していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目の質問にまいります。

3点目の質問ですが、これは、ことし行われる10連休といった期間中の市の対応であります。

これ、2月の26日に中日新聞、岐阜新聞、それぞれ10連休前提で保育補助を加算なんていう記事が載っていますが、この保育の確保をするために、各自治体に要請する、医療機関では救急対応や外来患者の受け入れの論点を整理した上で、必要な体制をとられることとか、地域住民に周知、電気・ガス・水道などのライフラインなどの安定供給、また最後には、小中校の授業時間数の確保が困難な場合は、夏休みなど長期休暇の一部を授業日に切りかえるなど、弾力的な時間割を編成すること、いろんなことを国からお達しが来ているわけですが、郡上市、この救急患者に対することとか、ごみ問題、医療の問題、ガス・電気・水道、ライフラインの安定の問題、その他いろいろなことがあると思いますが、初めての10連休でもありますので、市のとられる体制と、その体制を市民にどう告知してくのかということをお伺いしたいと思いますのでお願いいたします。

各部にわたるかな、総務部でしょうか、お願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾松幸君) ただいま、武藤議員からの10連休に対応する市の体制ということでございます。

基本的にはでございますけれども、商工観光部を除きまして、各部といたしましては、通常の休

日と同様の対応ということで、緊急時における対応が速やかにとれるように、市内待機の当番制で対応していきたいというふうに思っております。

また、ちょっと後で述べさせていただきますが、それぞれの施設等の対応はございますけれども、そういったことにつきまして、市民の皆さんに直接影響がある医療関係でありますとか、施設の開館状況なんかにつきましては、広報郡上の4月号を初めといたしまして、市のホームページ、またケーブルテレビ、防災行政無線等々を活用させていただきます、周知を図ってきたいというふうに思っています。

商工観光部につきましては、当番制で事務所に詰めて、観光、いろんな対応をとっていくということでございますので、よろしく願いいたします。

そういった中で、例えば市民生活に直結する、例えば連休中の各種の届け出でありますとか証明書の発行と、こういったものにつきましては、窓口の対応でございますけれども、現在のところ特別に設ける予定ということはありません。ただし、5月1日が改元に伴うシステムの改修でありますとか、そういった作業がありますので、市民課であるとか振興事務所の職員が、この日は出役することとなっております。

この日は大安でもありますので、婚姻届が普通よりは多く提出されるんじゃないかということも予測されておりますので、一応、宿日直者で対応する予定ではおりますけれども、こういった受け付けのできる範囲を超えたとしても、今、言いました改元に伴う作業を行っております職員が、市民課、振興事務所におりますので、そういったところで十分対応できるというふうに考えております。

また、死亡届の受け付けとか火葬許可証の発行につきましては、通常どおり宿日直者で対応ということにさせていただいておるといような状況でございます。

あと、少しございました小中学校の授業時間といたしますか、これが確保できないのではないかと、これは、新聞なんかにもあったということでございますけれども、一応、授業体制でございますけれども、3学期制の場合でございますけれども、それぞれ学期ごとに始業式とか修業式が行われるということがございまして、こういったこの6日間につきましては、授業時数が減るということになります。

郡上市は2学期制を採用しておりますので、3学期制に比べれば、この授業時数がある程度確保はされておるといことでございますし、また、10月の体育の日を挟んだこの連休前後に、2学期制の場合でございますが、前期の終業式、後期の始業式がそれぞれ行われるということです。

中学校では、この日は終日授業というふうにしておりますので、ほとんど大丈夫でないかということでございますし、一応、この授業時間でございますけれども、国によって1年間に確保される科目ごとの時数というものが決められておるといことでございます。

郡上市では、その合計時間というのは、国が示す基準を30から40時間上回っておるといことで、

日に換算すると5日ないし6日は多いという状況だそうです。

これらのことから、10連休によって国の基準となっています授業時数が確保できなくなるというようことはないということで、特段、対応については考えておらんということでございます。

あと連休中のごみの関係でございますが、一般ごみの収集等につきましては、通常の収集体制ということでございますので、分別区分ごとに、月曜日から土曜日までは収集を行いますので、日曜日が休みということでございます。

郡上クリーンセンターでありますとか、郡上北部クリーンセンターへの持ち込みも、通常どおり月曜日から土曜日において受け付けしておるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

あと、保育園の関係が少しございましたが、一時預かりでありますとか延長保育の対応ということになるんですけれども、公立保育園におきましては、連休初日の4月27日は希望保育対応とさせていただいて、あと4月28日から5月6日までの9日間は休園ということでございます。一応、私立保育園につきましても同様ということをお伺いしております。

その間の放課後児童クラブ等でございますけれども、八幡と口明方、川合、高鷲、和良の各放課後児童クラブにつきましては、4月30日から5月2日の3日間は開設させていただくということでございますし、大和と高鷲北放課後児童クラブにつきましては、保護者の希望があれば、期間中に3日ないし4日間は開設したいということでございます。

あと、白鳥と美並、明宝の各放課後児童クラブにつきましては、現在のところ開設予定はないということでございます。

あと、ほかにですけれども、ファミリーサポートセンターにつきましては、休業はありませんし、八幡児童館につきましては、4月の30日から5月2日の3日間は、一応開館予定ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) 御説明、ありがとうございました。

ぜひともそういった情報が、市民にしっかり伝わるようにだけはしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただ、もう一つ心配するのは、先ほど言いましたオーバーツーリズムですね。この10連休の間、かなりの人が郡上市へ訪れられるんじゃないかなという気がしますが、そのオーバーツーリズムに対する対応といったことが、駐車場の問題もそうですし、山林への不法投棄とか、いろんな問題が、この10日間には出てくるような気がするんですが、そういったことに対する対応というものは、ど

うお考えでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 駐車場の対応でございますけれども、これは市営の駐車場というか、に限っての話になりますけれども、一応、愛宕駐車場と日吉駐車場につきましては、自動料金システムによる通常どおりの稼働予定としておりますけれども、庁舎の周辺、防災センター前の駐車場でありますとか、現在、整備を進めております産業プラザ前の駐車場、それからコンビニの横の駐車場、こういった市有の駐車場につきましては、今年のゴールデンウィークと同様に、シルバー人材センターの委託によりまして有人管理とさせていただきたいというふうに思っております。

この関係につきましては、先ほど申し上げました商工観光部の職員が当番制で事務所に詰めておりますので、観光の問い合わせでありますとか、あわせて駐車場のトラブルの対応も同じようにやっていたいておりますので、よろしく願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

もう一点、先ほど言った山林への不法投棄とか、いろんな問題も出てくると思うんですが、そういったものに対する対応というものは、全く考えてはいないでしょうか。環境の関係ですけれども。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えします。

今のところは、とりあえず考えておりません。よろしく願いします。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） この時期は、本当に山菜をとりみえる方が多くあって、非常に山でもトラブルが多いんです。ですから、そういったことに対して、やっぱりパトロールをしていただくとか、何らかの対策はとっていただきたいものだと思いますけれども、その辺、よろしく願いしたいと思います。

一番最初に観光、オーバーツーリズム、観光公害について質問させていただきましたが、もうこれは、日置市長が観光立市を掲げられて、非常に前向きに進んでいる政策でありますので、これをどうこうとは言いませんけれども、やっぱり健全な形で観光資源が損なわれないように、そういった形での観光立市の推進を進めていただきたいことと、最近ネットでいろんなものが拡散します。

ちょっとした観光客の方が不愉快な思いをすると、すぐネットで拡散して情報が全国に流れる、そんなことも危惧されますし、いいことがあれば、またいいほうで広がる。最近、どこで何が起きるかわかんない、そんなネットの社会でございますので、そういったことも含めて、今後、この

観光立市を進めるに当たっては慎重に、このオーバーツーリズムに対する環境といったものに対しても、しっかり目配りをして進めていただくことをお願いしたいと思います。

そうお願いいたしまして、私の質問は、まだ時間がありますけど終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は31年度の新年度に向かつての施政方針から2点拾い上げまして、質問をさせていただきます。

まず最初であります、防災、減災体制のことについてであります。

施政方針の中で、防災、減災、市民とともに災害に強い郡上市づくり、そういったことを基本方針として進めるとあります。特に、今年の豪雨、台風、それからもろもろのことにかかわった検証に基づいて、課題があることについて取り組むことが重要であります、特に自主防災の組織の強化、それから各組織の連携、それから情報の共有とか、こういったことが特に大切だと考えられ、また課題となっております。

これまでの課題の中に、避難所の呼びかけ、あるいは避難行動、要支援者の確認、あるいは避難所運営等、地区によっての対応が異なっていたことが反省としてもあります。

そういった課題もあった中で、特にこのことは市長の施政方針でも言われているように、自助共助の最も大切な事柄であると考えます。

自分たちのことと捉えて、ヤクズミではなく、一体的に取り組むことが大切であり、意識を持って組織化されるよう、行政指導あるいは要請を求めるところでありますので、考えをお伺いしたいと思います。

また、あわせて、特に防災、減災体制についての新年度の事業予算についても、本年度、多く取り組まれておるとおりであります、本年度の議会提言の回答の中にも、自主防災会の育成研修会が行われ、自主運営の習得機会、そしてまた、避難所の運営、HUGを取り入れた災害弱者に配慮した避難スペース確保のための手法を学んだとあります。

今後、学習の機会を継続しながら設けていきたいとあります。内容と成果、また今後のこのことについての取り組みを、まずお伺いをいたします。担当部長のほうでよろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 私のほうから、自主防災組織の組織強化等につきましてお答えさせていただきます。

地域の自主防災組織についてでございますけれども、新年度の予算編成に係る郡上市議会からの御提言ということでもいただいております。

自治会などとの役員構成とは別に、防災に特化したそういう専門的な、持続的な組織として構成される必要があるということ、これらのことによって共助の機能も強化されるものということにつきましては、私どもも同じように思っているところでございます。

そのためには、例えばでございますけれども、消防団OBでありますとか、防災の専門的な知識を習得した防災士を中心といたしまして、組織化するということが考えられるというふうに思っています。

このことにつきましては、自治会長会でありますとか、毎年実施しております自主防災会育成研修会などにおいて、繰り返し、今後をお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

市といたしましても、防災士の養成に向けた支援も行いながら、こういった防災士の方が自主防災組織の中心的存在となっただけのように、自治会と防災士会、双方に対しまして、持続して働きかけていきたいというふうに思っています。

具体的にでございますけれども、自治会と防災士会の意見交換会の場を設けさせていただいたり、自治会長などへの防災士会員の名簿の配付、それから自主防災組織の役員報告書への防災士の欄をつくって、そこに防災士、誰が防災士をっておるかということを明記していきたいということ、そういったようなことを行っていきたいなというふうに考えております。

続きまして、自主防災会育成研修会での避難所ゲーム、HUGの成果と今後ということをお願いしておりますけれども、こちらにつきましては、自主防災会などによる避難所の自主運営は、非常に重要であるというふうに思っております。

そのことから、平成30年度の自主防災会育成研修会では、清流の国ぎふ防災・減災センターから講師をお招きいたしまして、10月の7日、12月の8日、12月の16日の3日間にわたりまして、対象地域を分けて、通称HUGと言われる避難所運営ゲームを用いた図上演習が実施されまして、自治会長でありますとか、地区長さんを初めまして、151名の方に参加をさせていただいております。

このHUGですけれども、避難所のH、運営のU、ゲームのGということで、それぞれ頭文字をとってHUGというものでございまして、これは、もし自分が避難所の運営にかかわらなくてはならない立場になったときに、最初の段階で殺到する人々でありますとか、その場で起きる出来事はどう対応すればよいかを模擬体験する防災ゲームとなっております。

その講義の内容ですが、避難所運営は、災害が発生してからのスタートではなくて、運営組織の編成でありますとか、平常時からの準備が重要であるというようなこと、運営主体につきましては、行政が1で学校が2、それから地域が7となるような、そういった割合でなることが望ましいといったようなことがございました。

参加された方でございますけれども、実際に避難所が開設された昨年の7月豪雨の経験を踏まえた上でありましたので、より理解を深めていただいた、よい機会になったんじゃないかというふうに思っています。

また、去る2月9日には、八幡連合女性の会と女性防火クラブ主催の研修会では、岐阜大学の地域防災研究センターの講師の方によりまして、私たちの避難所開設を考えるというテーマで講演が行われております。

避難所は、住民自身のみずから運営することが重要であって、開設後、直ちに実施すべき作業は何か、事前に検討、準備しておくことは何か、また、避難された方にも運営に協力していただくことが重要であることなど、新たな視点からの避難所運営を学ぶことができないというふうに感じております。

今後もこのような学習の機会を設けさせていただいて、より多くの市民の皆さんに参加していただき、みんなで避難所を運営するというそういう意識の高揚を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) より細かに、やっぱり回数を重ねながらぜひともそのことに取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、災害のことにつきましての地震でありますけれども、これ2月の報道機関にありましたが、地震調査委員会は、こここのところの特に大きなマグニチュード7級の地震が太平洋を含めた日本海沿いに起きる確率のことでありますけれども、30年以内には、本当に宮城沖の特に含めて90%という非常に高い確率の発表がされたところでありますけれども、災害に備えることは十分でありますけれども、かといって危機をあおってはいけない状況でありますけれども、いかにこういったことに取り組むかでありますけれども、そういった中での地震での大規模火災の可能性の高い密集市街地対策であります。

密集市街地の対策ということ、密集地ということにつきましては、地震時などに著しく危険な密集市街地、木造などの古い住宅が1ヘクタール当たり30戸以上ある地域のうち、燃えにくい建物、空き地、道路の割合が40%未満というなことで国が制定をしておりますが、一部報道によると特に岐阜県はその中に入っておらんようでありますけれども、いずれにしましてもこういった密集地の市街地対策でことにつきましては、八幡市街地もそうありますし白鳥もあります。

そういったことに、市街地の対応については、八幡については伝建地区について今ちょうど無電柱の工事を進めながら消火栓のことも含めて今対応されておるわけでありまして、特に古い木造については、耐震診断補強等も市のほうも補助を入れながら呼びかけをしとるんですが、なかなか実施までにはいたらない、確率も少ない、個々の事由によってそのような状況であります。

そういった現状の中で、やはりこのことについても今後やっぱりどう対応して取り組んでいくかてのが重要でありますので、そのことについての取り組みを、考えを伺っておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） それでは、大規模火災等の場合の密集市街地対策ということでございます。

私のほうからは、この密集市街地のことについて回答させていただき、そのあと消防長、建設部長からそれぞれ答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、岐阜県における密集市街地の有無ということで、今議員がおっしゃったとおり岐阜県にはないということでございます。これは正式には、地震時等に著しく危険な密集市街地といわれる地区でございます。この密集市街地のうち延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性あるいは道路閉鎖によります地区外への避難経路の喪失の可能性があるため、生命、財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地ということで定義されておるところでございます。

地震防災対策上、これらの問題を抱える密集市街地の改善につきましては、都市の安全確保のための喫緊の課題であるということで、平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画というこういう計画でなっておりまして、この地震時等に著しく危険な密集市街地の面積が、日本全国でございますけれども6,000ヘクタールあるということで、これを平成32年までにおおむね解消するという目標が定められておる地域ということでございます。

この地域でございますけれども、平成24年3月1日の時点では17都道府県197地区5,745ヘクタールが、一応この密集市街地に該当しているという調査結果が出されておるということでございます。今、議員がおっしゃったとおり、岐阜県内にはこの該当地域はないということでございます。

全国的にでございますけれども、この面積でございますが、平成27年には4,450ヘクタールということで、14都道府県3,427ヘクタールということで、少しずつは改善されて解消しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、私のほうから密集しているところ郡上市内にもありますので、その対応についてお答えをいたします。

まず、消防本部と消防団の連携ということで、消防署では管轄内の密集地域を把握し、迅速な消

火活動を行うため、年間を通して火災防御訓練や検討会を実施しております。また消防団は、方面隊ごとに密集地火災を想定して春季、秋季演習等で消防署との合同訓練や研修会を実施しております。

次に、自主防災組織の充実としては、火災発生時の初期消火活動に有効な消火器や消火栓の使用方法を、消防署や消防団が指導をしております。

また、密集地では自治会の境界を超えて延焼する火災に対応するため、隣接の自主防災組織が連携して防災訓練が実施できるように働きかけていきたいと考えています。

市民が活用する消火用資機材としては、地震時に道路が通行しづらく水利も取りにくいような状況になっても影響を受けにくい軽可搬消防ポンプを配置することも有効であるため、今後もコミュニティ助成事業等を活用して、計画的に自治会へ配備していきたいと考えています。

消防水利としては、地震に強い耐震防火水槽を平成30年度には八幡町1基、大和町1基、高鷲町1基の計3基設置し、合計で各地域に68基設置しています。今後も計画的に設置していく予定であります。

最後に、消防応援協定ということで、市及び消防本部の消防力を大きく超えた火災等の災害が発生した場合に備え、近隣の美濃市、関市、下呂市、福井県大野市と、また近隣の消防本部として中濃消防本部、下呂市消防本部、高山市消防本部、福井県大野市消防本部と応援協定等を締結しており、必要に応じて協力が得られる体制を整えております。

これとは別に、岐阜県広域消防総合応援協定というのもありまして、県内19の消防本部から応援を受けることができる体制を整えております。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは私のほうからは木造住宅の耐震診断、耐震補強等について御回答をさせていただきます。

現在市のほうでは、耐震診断、それから耐震補強を促進するために、市内全域を対象に回覧文書を配付するとともに、広報郡上への特集号の掲載、また職員が現地を確認いたしまして建物所有者に直接お話をさせていただき啓発を行うローラー作戦を実施するなど、その必要性、また補助制度の周知に努めているところでございます。

しかしながら、耐震診断の実施件数、現在262件無料耐震診断を実施しとるわけですが、その中の方でも耐震補強工事の実施の件数は24件にとどまっております、1割弱という状況でございます。耐震補強実績へなかなか結びついていないというのが現状としてございます。

市といたしましては、耐震補強に係る補助制度を市民の方がより利用しやすいものとするために、工事費の当初負担を軽減いたします郡上市耐震等関連事業に係る補助金の代理受領制度、そうしたものを平成31年のこの2月8日から施行したところでございます。

まだ2月に始まったばかりの制度でございますので、さらなるPRに努めてまいりたいというふうに考えておりますし、岐阜県のほうで住宅リフォームローンの利子補給制度というのがございまして、その中では木造住宅に係る耐震補強工事を新たに行った場合、一般補強、1.0補強でございますけれども、その補強をされた方に限り5年間1%の利子に相当する額が補助される、そうした制度もございますので、そうした制度とあわせてPRを図りながら補強工事の推進に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長がちょっと訂正があるそうです。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） 大変申しわけありません。先ほど耐震防火水槽の合計の数、各地域で私68と言ったようにございますけれども、実際86基設置されておりますので訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれの対応であってはならんことではございますけれども、やはり万全を期して取り組みをしていただくということを、市民も安心に思いながら取り組んでいくことであろうと思います。

また、ことしにつきましては特に八幡の大火災から100年、そして和良の大火災から70年というようなそんな節目でありますので、災害についての新年度のいろいろな行事をまた取り組まれておりますので、そういったことで住民に周知、また意思を高揚していただくようなことをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

さて、その中で先ほど防災士の話が出ました。人材育成についてであります。施政方針の中にも人材育成の対応ということで市長も言われております。資格の取得については、この職員の中でも人材育成の中で特にやっぱそういったことも大切だと考えております。

以前の震災のときに、電気工事の資格を持った職員がおりまして、避難所あるいはいろんなところでの活躍がされたことの事例報道がありました。専門的知識がいざというときに生かされる、もちろん市民の中でも、先ほど総務部長言われたように防災士のことについても、それぞれ皆さんがとっていただくわけではございますけれども、職員の人材育成の取り組みの中で資格取得の取り組みの重要性についてどう取り組んでみえるか、その辺の現状と今後の取り組みを伺いたいと思っておりますし、特にこの職員と関係ありません、今年度で新たな人材のスキルアップのために、企業向けの資格取得の支援補助制度を提案されております。このことは大変意義あると思っておりますが、そういったことについてのねらいと目的、その辺も含めて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） ただいま2点ほど質問があったと思いますので、私のほうから1つ目の職員の人材育成のほうについてお答えさせていただきたいというふうに思います。

一応、今ございましたように災害警戒時でありますとか災害対策本部、または支部体制をつくったときにつきましては、職員は基本的に地域防災計画等に定めます担任業務を遂行する必要があるということで、保有している専門的な資格を生かした業務に特化して従事させることは、そういうことを前提とした体制をとることは少し難しいというふうには考えております。

災害時におきまして、例えば土木関係でありますとか林業関係、また今議員さんが例等お示されました電気関係、こういったことのハード分野の活動につきましては、たとえ資格を持っていたとしても、日常的にこれらの業務に携わっていない不慣れな市の職員がやるよりは、専門業者による対応のほうが迅速でありますし、また確実であるんでないかというふうなことを考えています。

こういった分野の資格取得を進めることについては、少し考えさせていただきたいなというふうには思いますが、一方で避難所における避難時の生活に係るケアでありますとか、それかメンタルサポートといったそういった分野につきましては、当然介護関係の資格を有する職員による対応というものが有効だというふうに思っておりますので、そういった資格の取得でありますとか活用の意義につきましては、職員に周知していきたいというふうに思っております。

そういったことで、職員が少しでもそういった資格を取って避難所の運営のときに生かされていけばいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手 均君。

○商工観光部長（福手 均君） 私のほうからは、来年度新しい事業として御提案しております資格取得の支援事業補助金につきまして御回答申し上げます。

昨今の産業界で一番の課題は、何をおいても人手不足でありまして、市内の各企業は雇用の確保に一番苦慮をしております。この資格取得の支援補助制度は、市内企業の従業員の人材育成及び雇用確保を目的として、従業員がさまざまな資格をとる場合にその取得経費の2分の1を市から企業に対して補助金としてお出しするというものでありまして、1社当たりの上限の補助金は20万円というふうに制度設計をしております。

この制度を利用して市内企業が従業員に積極的に資格をとらせることで、従業員がスキルアップをするのと同時に資格がとりやすい職場として魅力をアップして、人材確保の一助になることそれを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

（10番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ人材育成にはいろんな方法がありますが、特に資格については今総務部長言われたように、庁内においてもやはり職員の皆さんもそれぞれのことに関心を持ったり、

あるいはそういう機会があればぜひとも職員のスキルアップにつなげるよう、よろしく願いをしておきたいと思います。

次であります、空き家対策2点目であります。このことにつきましては、移住定住、雇用者の住宅等につながる課題でありますので取り上げをさせていただきます。

空き家バンクの取り組みということでもありますけれども、特に移住される方の中には空き家への移住を希望される方もおりますし、郡上の空き家バンクについて今現在の取り組み状況と、どのくらいの件数が登録されており、あるいは成立した件数とか、あるいは登録希望者の入居希望者への対応はどのような手順になっているか、現状のバンクを市内外にどのようにPRしてるのか。

たまたまこれ企業にちょうど配られて、ずっと郡上、もっと郡上で考えるということで、特にこの中には郡上市の政策の主なことを記載されて、それによって交流人口、移住人口も含めながら呼び込むということの施策がとられておりますが、これは企業に多分配られたと思うんですけども、今後そういったことについてのPRが大事でありますので、そのことについてのまずお伺いをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、私のほうから空き家バンクの取り組みの現状についてお答えをいたします。

まず登録件数、それから成立件数についてでございますが、空き家バンクへの登録は平成21年度から開始をしております、登録や利用に関する相談の業務、これは今年度から一般社団法人郡上・ふるさと定住機構に委託をして実施をしております。

これまでの累計につきましては、73件となっております。平成31年3月1日現在で、ホームページ上では15件の空き家を公開をしております。今年度の新規登録物件は20件でございます。このうち2件が、空き家バンクの制度であります利用登録申請を市に提出した後に契約が成立をしております。市への利用登録申請によらず不動産業者を通して契約をした空き家は、これは7件ございました。

今年度の新規登録の20件でございますが、この内訳につきましては、八幡町が7件、大和町が2件、白鳥町が2件、明宝が1件、和良町8件となっております。また、平成30年度に市、また郡上・ふるさと定住機構にありました空き家に関する問い合わせの件数でございますが、これは電話やメール、それから直接の窓口の相談訪問含めて161件となっております。

次に、空き家バンクへの登録の手順でございますが、登録希望者には市のホームページからダウンロードできます空き家登録申込書を記入をしていただいて、政策推進課また郡上・ふるさと定住機構へ提出をしていただきます。

その後、八幡地域につきましては政策推進課、その他の地域につきましては振興事務所の担当職

員と、それから郡上・ふるさと定住機構の職員、そして空き家所有者の三者立ち会いのもとにホームページに掲載します掲載用の写真を撮ります。それから、あと間取りの条件とか現地確認をして、そして空き家バンクへ登録する手順をとると、そういう流れでございます。

一方、利用を希望される方につきましては、空き家利用希望者登録申込書を提出していただいた上で、ホームページや台帳に本人の希望する条件に合う物件があった際には、市または郡上・ふるさと定住機構へ連絡を取っていただくということにしております。

利用希望があった空き家につきましては、所有者に利用希望者の情報を伝えまして、必要に応じて現地の立ち会いを行っているところでございます。その後の交渉については当人同士で行っていただき、売買とか賃貸の契約が成立した際には市へも情報を提供をいただくということにしております。ただし、空き家バンクの登録物件は民間の不動産会社も取り扱っている場合もございますので、市が仲介した場合以外でも契約が成立する場合がございます。

最後に、空き家バンクのPR等につきましては、市のホームページでこの手続の流れとか空き家情報掲載をしまして、市内外に周知をしているところでございます。

郡上・ふるさと定住機構が管理するホームページにも、市のホームページへのリンクが貼りつけてありますので、同じように確認することができます。また、平成30年度には、移住希望者に対して空き家拝見ツアーと称しまして空き家バンクの物件をめぐるツアーを開催しました。こうしたことによりましてPRを図っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) それぞれ取り組みがされておりますが、結局今空き家バンクについて郡上一本で、一円の中でこういったことが取り組まれておって、私思うに相当思ったより件数が多く登録されておりながら、あとはいかにそれに利用に結びつけるか、あるいは買っていただいたり移住定住に結びつけるかことが大事でありますので、今後のそれはPRのことについてもぜひ力を入れていただきたいと思えます。

またそういった中での、先ほど言われましたように資格の中でも言われました産業界の人手不足のことについては喫緊の課題であります。外国人の労働者の受け入れなどに、特に宿泊施設の不足は就労者を確保する上で先延ばしのできない課題であります。

そういった対応が必要だと考えますが、各地域において民間企業等で就労者用に新規に住居を建設したり、あるいは市有の既存施設を改修したりして対応しているところもありますけども、特にこの前の委員会の中でも資料提供をして、教職員住宅の現状の資料が提出されました。

そんなことから思いますと、既存する施設そういったものの、これは公共施設等の総合管理にも

関係をしておりますけども、市のそういう財産を情報開示をしながら民間と協力してそういうことにどんどん使っていけないかということ、利活用することについてもこれ取り組むべきだと思うんです。

それで、一括の公共施設の中で全て進めてみえるんですけども、それだとだんだんこう延びてくだけでなかなか現状の利用が即できないような状況もあるんじゃないかと思いますので、公共施設の見直しに関与する考え方も一部考慮していくべきじゃないかと考えております。

いずれにしても、このような形でより一層の空き家の利用ていいですか空き施設の利用てことについて取り組む必要があると思いますので、まずこの点について答弁をいただきたいと思えます。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、就労者の、移住者含めての話にはなりますが、この住居対策という視点でお答えをしたいというふうに思います。

一般的な移住者を含め、市外から転居をされ郡上市内で就労される場合、議員が言われるように企業などにおいては就労者を受け入れるための住居対策というものが課題になってくるということは承知はしております。

市としても、企業立地促進条例によりまして事業所等が設置をする従業員寮の建設に関して、固定資産税相当分を奨励金として交付をするなどの施策を講じておりますし、市内企業に就職される方に対しての家賃補助も行っているところでございます。

平成29年3月に策定をしました公共施設等総合管理計画では、医師住宅、教職員住宅、公営住宅などのうち、用途を廃止し使わなくなった住宅等の公共施設については、民間施設の活用の推進といったことを基本的な考えに据えまして、総量を削減していく方向であるということをお示しをしております。

行政財産としての用途を廃止をした施設等の市有財産は普通財産に変更し、除却や売払いなど市としての管理を廃止をしていく方向としています。

また、民間との協力ということにつきましては、老朽化して使用しなくなり用途を廃止をした医師住宅や教職員住宅などを移住促進を進める地域づくり団体等へ払下げをしまして、こうした団体が修繕をし、空き家バンク等を利用しながら移住促進に活用している例もございます。

このことから、空き家バンクの運営を含め市の進める移住施策や就労者支援を継続して進めるとともに、地域づくり団体、民間が取り組む空き家活用による移住促進などにつきまして、各種制度を通じて引き続き支援をしていくということにしておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。そういったことの取り組みの関係でありますけれども、郡上一円の中での取り組みと、それから各地域地域の考えてることもいろいろありますが、たまたま八幡の市街地においての例の民間団体のチームまちやについては、現在の運用も軌道に乗って進められておるところであります、地域のことが大事だと私だと思いますので、特に先ほどそういった中には振興事務所からも1人入ってこの空き家バンクのいろんなことの協議されとる中で、民間として地域地域で活動してみえとこのそういう方との地域振興事務所の情報がうまくいってないと思います。

細かくわかることは一番地域の方でありますので、よりそのようなことが進むようにするためには地域事務所と民間組織でいいですか、それぞれの団体もあろうと思いますけれども、取り組みをされている人たちのもと情報共有と、それから同じ方向に向かっての取り組み方針をしっかりと取り組むべきだと思いますので、特に地元の民間組織と振興事務所の連携のことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、空き家活用を行う民間組織の現状、それから振興事務所との連携強化についてお答えをいたします。

市内でも、民間の不動産業者によりまして家屋の賃貸や売買などが行われていますが、賃貸にされない空き家、これは所有者が自己管理をしてるだけの空き家ということになりますがこうした空き家も多く、市外からは郡上市に就労を希望する人や移住希望者などの需要に十分対応できていない状況にはなっていないというふうには考えております。

こうした中、市では八幡市街地においてチームまちやが行う空き家改修と、改修した移住希望者に貸し出す事業について支援をしていますし、その他の地域では地域づくり団体が行う空き家改修へ補助金を交付し、その活動を支援をしているところでございます。また、空き家所有者等が行う改修への補助や家財道具を処分するための補助について、それぞれ制度を設けまして空き家活用を積極的に進めてるところでございます。

現在、空き家を活用した移住促進に積極的に取り組んでる団体は八幡市街地のチームまちやと、それから和良地域にございます和良おこし協議会、この2団体となっています。

これらの団体は、市との連携とかそれから振興事務所との連携も十分とれているというふうに思っています。空き家所有者からの情報収集、それから移住希望者への情報提供といったこともスムーズに行われているというふうには考えております。

和良おこし協議会では、空き家活用において地元自治会との連携も取れていまして、平成30年度は和良地域の空き家6棟に6世帯12人の移住実績がございました。そのほかにも過疎地域等空き家

活用推進事業を活用しまして、石徹白それから大和、明宝地区において、地域づくり団体等が空き家を改修をしています。平成27年度の制度開始から、今年度までに13件の空き家を5団体が改修しておりまして、移住者等の住環境の整備に当たっているところでございます。

空き家バンクの登録では、各振興事務所の担当者らが現場立ち会いをするなどして情報共有を行っております。空き家所有者や移住希望者からのより具体的な相談につきましても的確に対応ができるように、さらに情報共有といったものを強化して進めていきたいというふうに思っています。

移住促進を進める郡上・ふるさと定住機構と空き家活用による移住促進に取り組む地域づくり団体、さらに各振興事務所との情報共有、連携を密にしながら、今後も空き家対策、移住促進に取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) ありがとうございます。空き家を、所有者そしてまたそれを使う利用者についてはやはりお互いに安心感があればより一層進むことでありますので、今言われたようなことも含めて、また地区によっては個人情報のいろんな問題がということですからとまってしまうようなことがあります。

それは振興事務所がしっかりとその辺は、いろんな団体と密にしていけばそういうことも解消していくのでありますので、特にそういったことに力を入れていただきながら、この事業がより一層進むことを希望いたしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時05分です。よろしくお願いいたします。

(午前10時48分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長(兼山悌孝君) 16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) それでは、議長より許可いただきましたので一般質問をさせていただきますが、実はこの質問通告を出した時点で議長より、質問がかぶつとるのでよう考えて質問せよという御注意をいただきまして(笑声)それで実は1問目の連休中の住民サービスについては、きょう

の14番議員の質問をお聞きしての質問ですので、何て言いますか質問状がつくってございません。それで、部長さん方には大変申しわけないんですが、その場でお答えをいただけたらというように思いますのでよろしくお願いをいたします。

これまでも言われてきましたように、4月27日から5月6日までという10連休、多分この中でも家庭でごろごろして家族から嫌われる方もおみえになるのではないかなというふうに思っておりますが、小さいお子さんの見える家庭では1日でもいいが学校行ってくれよと、家におらずに行ってくれよという声も出てくるかと思えますけれども、何せ初めての10連休ということで大変いろいろと不安になる、先ほどの14番議員の質問ではございませんけれども、不安になることが多いかと思えます。

やはりだんだんと歳もとってくると、普段の病気、けが、酔っ払って帰りよって転んでけがした、どうしようなんてこともあるかもしれませんが、予期せぬ事態はいつ起こるかわかりませんのでまずはこの連休中、14番議員のほうにも医療ということが出ておりましたけれども、もう少し細かな点で医療体制等、また透析患者の方もおみえになることのでございますので、どのような状況になるのかお伺いをしたいと、まず1点目よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市民病院事務局長 古田年久君。

○郡上市民病院事務局長（古田年久君） それではお答えさせていただきたいと思えます。

まず初めに、市内の5つの病院についての現段階における4月27日土曜日から5月6日月曜日までの10連休の診察の予定についてでございます。

まず鷺見病院であります、4月30日の火曜日、それから5月2日の木曜日のみ午前の診療をされるということで、その他の日については休日の急患体制ということでございます。

それから国保白鳥病院につきましては、全期間休日急患の対応ということでございますし、郡上市民病院につきましては4月30日、それから5月2日のみではございますが全日診療を行うということで、その他の日については休日の急患対応をさせていただくということです。

それから八幡病院につきましては、4月27日は土曜日ですので通常の土曜日の診療として午前診療を行われ、4月30日、それから5月2日のみ全日の診療を行われるということで、その他は休日の急患対応をされるということですし、慈恵中央病院につきましては、4月27日のみ土曜日の通常診療を午前診療ということで行われるということで、その他は休診ということですが、ただし電話相談により急患も対応しますということでございます。

それから、和良診療所につきましては、全期間休日急患対応となるということでございますし、それからまた透析につきましては郡上市民病院、それから国保白鳥病院ともに連休に関係なく通常どおり月曜日から土曜日まで実施をしますので、よろしくお願いをいたします。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。もう一つには、心配されるのは介護の点でありますけれども、やはり在宅介護、そしてまた老々介護など各家庭での介護について、この期間中はどのような状況なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 介護サービスにつきましては、連休に関係なく通常の営業形態で行う事業所が多いです。事業所のタイプですが、まず訪問系のサービスということで訪問介護、ヘルパーの事業所のところですが、市内には8事業所ありますが、毎日営業されるところが大半であります。

あとは訪問看護といたしまして、介護保険での訪問看護ですが、ここも8事業所ありますが、対応は異なりますが休みの事業所であっても、やっぱり緊急時においては対応がされるような体制をとられます。

あと通所系のサービスのところで、デイサービスというようなところですが、市内に15事業所ありますが、ここにおきましても連休に関係なく大半の事業所が通常の営業形態です。通常といいますので、大半が土日は休みであったりとかそういうところがありますが、祝日になるからてことではございません。

あとデイケアというようなところですが、そこは6カ所ありますが、連休の真ん中のあたりでは営業される事業所もあります。

あとケアマネジャーの事業所ということで、直接的なケアのところではありませんが、休みのところが大半ですが利用者様と御家族からの緊急時にはすぐ連絡ができるような対応がされる予定です。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。世間が10連休と言っとる中で、介護そして介護等へ出向いていただく、また医療関係でもそうなんですけれども、休日でも事業といいますか看護、介護等やっていただくのは本当に大変だと思いますけれども、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

それから、このごみに関しては先ほど御答弁ございましたのでよろしいのですが、最後の休日窓口開設についてなんですけれども、これも御答弁もありましたが、やはり5月1日の大安というようなお話もございました。

たしか2000年のプレミアのときは、夜中に窓口へ誰が一番に婚姻届を出すかというので並んだという覚えがございますけれども、別に自分が出したわけではございませんけれども、そんな話が八

幡町役場のときあったかというふうに思っておりますが、この5月1日大安、新元号で入籍、婚姻届という方がなきにしもあらずで、できりや多くあったほうがこれ大変ありがたいことかなというふうに思っておりますけれども、何か特別そんなところでの対応等はされるのか、通常の日直等での対応されるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾 松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 10連休中の窓口対応ということで、先ほどの武藤議員の御質問にもお答えさせていただいたところでございますけれども、現在のところでございますけれども県内の各市町村にもちょっと聞き取りをさせていただいておりますけれども、住民異動であるとか証明書発行などの休日窓口の開設というのは予定しておりませんということでございます。

議員がおっしゃられたとおり、特に5月1日というのは新元号の始まりに加えて大安であるということで婚姻届の提出が、通常の休日よりは多いであろうということは予測されておるところでございます。

郡上市の婚姻届の受付件数でございますが、参考までに平成30年の去年の5月でございますけれども、5月1カ月では9件でございます。それで平成30年度の、ことしの2月まででございますけれども98件ということで、3月までの見込みを入れても3日に1件程度の提出ということになっておりますので、大丈夫かなというふうに思っておるところでございます。

ちなみに婚姻届でございますが、他市で郡上市以外のところで受付をしておられることのほうが多いもんですから、トータルすると500件近いぐらいの件数はあるわけですが、そのうち郡上市で提出されるのは100件程度というようなくあいです。

現在のところでございますけれども、5月1日に婚姻届を出したいといいますか出す予定ということが事前に2件ほどはお聞きしておるところでございます。そういったことを考えますと、通常どおりの宿日直者で十分できるんじゃないかというふうに考えております。

先ほども少し申し上げましたけれども、5月1日は改元ということがございますので当然窓口システムのほうにつきまして改修がございます。そういった改修であるとか証明書の認証の文面の確認、そういったことも含めまして、本庁の市民課、そして、各振興事務所の振興課の担当職員は出席しますので、出てきますので、もしまとまって出てきた場合でも、そういった対応はできるというふうに思っておりますし、夜中につきましても、当然白鳥と八幡につきましては宿日直者が2名ずつおりますので、そこでは対応がとれるというふうに思っております。

それから、前に郡上市のオリジナル婚姻届の作成ということをいただきまして、現在、その作成のほうを進めておるといいますか、考えておるところでございますけれども、新年度で考えておるところでございますけれども、新しい元号となります5月の1日の届け出に間に合うように、現在準備を進めさせていただいて、何とかもし希望があれば、そういったものを使っただけで提出して

いただけるように、今準備を進めておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) 新たな届け出の用紙というようなことで今お話をいただきましたが、実際にこの5月1日、婚姻届ラッシュなんて、岐阜市なんかでも随分新聞に載ったりなんかしておるような状況で、今現在2件あるというようなことでありますので、またその2件の方々にも、何といえますか、本当にお祝いの心で対応をしていただければと思いますし、せっかく受付のところパネルがありまして、良良ちゃんと一緒に写真をみたいなコーナーもございますが、あそのもう一つ下に新元号のあれを書くか、今、郡上市15周年か。郡上市15周年というのが貼ってありますけれども、そこに新元号でちょっとつけ加えていただいて、そこで記念写真などを撮って、お祝いの心を示されていただけたらなというふうに思っておりますので、またその辺の対応もよろしくお願いいたしますと思います。

この10連休が、何といえますか、新天皇の即位というようなことで、国民皆でお祝いムードの中で、この行政の中の対応が悪くて、この10連休、評判が悪くなつては本当に、何といえますか、残念な思いをしますので、どうか手落ちのないような対応だけをお願いしたいと思います。

それでは、2問目のパートナーシップ制度、この全国自治体で導入が広がりつつあるLGBTパートナーシップ。ここに本来、事実婚というのが入るんですが、事実婚といえますか、同性、そして今、夫婦別姓、その人たちもこのパートナーシップに含まれるということでございます。そんなところからの御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども。

日本では今、同性婚は全然認められておりませんが、2015年、平成27年の11月に、東京都渋谷区と世田谷区でこのパートナーシップ制度が始まりました。その後、徐々に、何というか、広がりを見せておりまして、今、大体20ぐらいの自治体で取り組みがされておるかと思っておりますが、このパートナーシップ制度というのは、同性カップルやLGBTなどの性的少数者への差別や偏見の解消及び、同性カップルをこれまで阻んできた社会の制約の緩和や、また権利とその擁護、しかもその拡大を狙ってのことが目的とされております。当事者の方が専用の様式でもって宣誓をされて、そして、自治体がそれを公的に証明するという制度でありますけれども、先ほどもちょっと空き家の問題、賃貸住宅の問題も出ておりましたが、これによりまして、やはりこれまでは、そういう住居の賃貸契約ですとか、そして、病院での手術等の面会の上で、戸籍上の夫婦、親族でないということで断られておったところが、この証明書によって、二人の関係をパートナーとして証明するものが発行して、親族として認めていくというようなことなんですけれども、決してその制度が法的拘束力が全くございませんので、遺産相続と、またそちらのほうへ行くと特別なことが要るわけなんですけれども、LGBTそしてまた、この事実婚も同じでありまして、婚姻関係にあるんだけれ

ども、届け出を出して入籍をしていないという夫婦でありまして、共同の生活を送る結婚形態の中でも、事実上、法律上では内縁関係であるというようなことであります。届け出を書き、法律上有効でないが、事実上の婚姻関係にある、その社会への慣習上の婚姻と認められる状況にある家族生活、LGBTと同様の公的助成制度等が認められなくて、さらに税制面でも大分マイナス面がありまして、夫婦のどちらかが専業の場合は、配偶者控除が受けられないというようなこともあるようでございますが、法律的結婚と比べて税金面での負担が大きい。また、子どももできて、出産の場合でも、法的手続などで女性のほうへ戸籍が移ると。男性のほうにはまた別の手続が要ということで、大変難しいといえますか、厄介な制度でございますが、そういう面を、このパートナーシップ制度によって解決をしていこうというようなことでございます。

近年の社会状況は、女性の社会進出が進み、個人主義化の傾向が強まり、仕事を重視した夫婦別姓を貫く事実婚を選択し、それぞれのライフスタイルで家庭を築いていくなど、多様性を認め合う社会の現実という意味から、事実婚についても、夫婦別姓についても、このパートナーシップ制度の対象とされているようであります。

自治体が発行したこの証明制度により、今まで法律上では夫婦や親族でしか受けられなかった行政サービスを、受けることができるようになる。当該市民にとってもメリットも多いことと思っておりますけれども、市長は、このパートナーシップ制度についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、近年、いろんな意味で多様性を持った個人の生き方ということが言われているところでありますが、しかし、御指摘もありましたように、現在の日本国憲法では、その第24条というところに「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」という見出しがついておりますけれども、結婚に関する基本的なことが書いてございまして、第1項では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて」と書いて、「成立し」というふうに、「のみ」という言葉が特に入っております。そういう意味で、日本においては、もうこの憲法を制定した当時においては、当然婚姻は、いわゆる男性と女性との間において成立をするものであるという前提があると思っております。婚姻は両性の合意のみに基づいて夫婦が同等の権利を有することを基本とし、云々云々と書いてございまして、そして、この婚姻とか、その他のことに関する法律を定める場合も、その2項に「配偶者の選択、財産権、相続、それから住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、一方で個人の尊厳と」と。個人の尊厳も大切にしなければいけません、やはり重ねて「両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない」と。あくまでも、やはり第2項においても、個人の尊厳も大切ですが、やはり婚姻というのが両性の間で成立するものという前提のもとに定められているというふうに書いてございます。

したがって、この憲法に従って定められている民法あるいは戸籍法といったことに関する定めは、全て現在の日本の法制においては、婚姻は男性と女性との間に成立するものということで、法律的な用語では「夫婦」とかいう言葉が使われておりますし、また、戸籍上の届け出をする際には、婚姻をするときに、あらかじめ両者の間で相談をした夫または妻の氏を称するという形で、どちらかの名字を使いなさいと。そこで、先ほどお話のあった夫婦同姓という話が出てきて、これが別姓にできないのかという話も出てくるわけです。あるいは、ただいま最近では、そういう意味で同性同士の婚姻を認めないのは憲法違反ではないかという訴訟も起きているというようなところでありますが、いずれにいたしましても、現在の憲法がそのような形で定められているという中で、いろいろ実質的にはそういう二人の間に特別のそういう関係と申しますか、が社会的な生活の上であっても、なかなか日本の現在の法制上は夫婦とは認められないということでございます。

そういう中で、御指摘のあった、いわゆる性的少数者と言われるLGBTの方たち、こうした方たちがいろいろ社会生活をする上において、不都合な点が、あるいは不利益をこうむっておられるというようなことが訴えられてきているということだろうと思います。

そういう実態の中で、御指摘がございました、平成26年だったでしょうか。東京都の世田谷区あるいは渋谷区において、それならば、そういう、いわば戸籍上は性が同一の方々の、いわゆる一定の生活関係というものを、首長の名において、いわば証明をしてあげましょうと。これが、いわゆるパートナーシップの証明制度だろうというふうに思っております。

よく知られていることですがけれども、地方公共団体の機関というものは、やはり一定の公の立場の中で、社会に向かって、ある人間関係なり一定の事実を、これはこうですよということを証明する、そういう機能というのを持っております。その一番典型的なものが印鑑登録でございます。印鑑については、特に日本上の、法律上の定めはないんですけれども、ずっと慣習から、それぞれ各地方公共団体の条例によって印鑑登録条例というものをつくって、印鑑証明というものをしていくという証明事務をしておるということでございますので、基本的にはそれと同じような考え方の中で、現在の社会的要請に応じて、そういう証明をするということに踏み切られた自治体が最近出てきているということだろうというふうに思います。

そこで、例えば、ちなみに渋谷区のこの制度を見てみますと、渋谷区は堂々たる条例を制定しておられて、その中でいろんな定義づけをしておられるんですけれども、渋谷区で言っているパートナーシップというのは、「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を言う」と。こういうふうに定義をして、一定の手続によって、それを渋谷区長が証明をするということでございます。そういうことで、いろいろ効果としては、例えば、そういう単身者じゃなくて、夫婦関係とか、そういう関係の方にしか住宅をお貸ししませんとか、いろんな制約の中でそういう、いわばパートナーシップ関係にある人たちにも、でき得る限り住宅

を貸してやってくださいというようなこともありますし、先ほど御指摘のようないろんなことを、いわば社会的な不便、不利益をできるだけ取り除こうと、こういう一つの取り組みであるというふうに思っております。

聞くところによりますと、最近、県内においても、飛騨市でそういう取り組みをこの4月から始められるということのようでございますが、そして、飛騨市においては、ただいま申し上げた戸籍上の同一の性同士のカップルの問題だけでなしに、いわゆる通常の男女の関係ですけれども、戸籍法上の届け出をしない事実上の男女のカップル、いわゆる通常よく言われる事実婚についても証明をしましょうというところが、ちょっと拝見したところでは、渋谷区とか世田谷区の制度とはまたちよっと違う、もう一つプラスアルファがそこにあるということだろうかと思います。

そのようなことで、いろんな制度を、いわゆるこれまでの異性間の夫婦関係とか、そういうようなものに認めていたものを、いろいろと適用の間口を広げようということだろうというふうに思います。そういう中には、いろんな市の制度であったり、あるいは、例えば、一番わかりやすい例が、市営住宅は世帯向けということになりますと、当然通常は夫婦関係ということでございますけど、事実婚の関係にある人というようなものも、例えば、非常にある、証明があれば非常に早く済むわけですけれども、ただ、この男女間の事実婚の関係については、例えば、郡上市においても、市営住宅の入居等においては、住民票の中に事実上の婚姻関係にある者という表記があれば、それは認めているということでございますので、事実婚については、また同性婚とは若干違った、もう既に取り組みがされているというふうに思います。

いろいろ長いことお話しましたが、こういう制度を今私どもが承知している中では、全国で10を超える程度の団体というふうに聞いておりますので、そんなに数は多くありませんが、取り組みをされてきているのかなというふうに思っております。

郡上市において、こうしたことが郡上市ではやっているのかというようなお問い合わせが市民課のほうに、記憶しているだけでは、1件とか2件とかといったような形での問い合わせはあったという話は私は聞いておりますけれども、そんなにこういうことについての直接、ぜひともこういう制度をつくってくれとか、そういう制度があれば移住したいとかというようなことは、今のところそんなに大きな例は、多く例があるとは承知はいたしておりませんが、いずれにしても、これから社会の多様性というものを認める寛容な社会といいますか、そういうようなものを築いていくということは大切なことであろうかというふうに思いますので、私ども郡上市としましても、よく研究・検討をしまいたいというふうに思っております。

非常にこうした問題というのは、ただ、こうした制度を個々の自治体ごとにつくりますと、その方たちがその自治体の住民でなくなってしまうと、公証力というか、あるいは、公証というのは公に証明する力という意味ですが、そういうことであつたり、その証明をしていることについての効

果と、効力というものが他の自治体では通用しないというような問題も出てくる可能性もありますので、できるだけやはりこうした問題は、日本の社会の中で多様性、ダイバーシティというものを広げていくという意味では、やはり全国的などいいますか、意味でもよく検討をする必要があるのではないかと、してもらい必要があるのではないかと考えておりますが、自治体としても既にそういう取り組みをしているところもあるということを鑑み、郡上市としてもよく研究・検討をしてみたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 16番 渡辺友三君。

○16番(渡辺友三君) 多分、市長、思いどおりの御答弁をいただきましてありがとうございますじゃないけど、実は、飛騨市の31年度主要事業の概要という、こういうあれが出ておまして、これを手に入れたときに、飛騨市の議長に電話かけて、「突然なんやったん」と言ったら、全然議会の前もった話がなしに、突然「市長が出てきてまって」というようなことを言ってみえましたが、本当、新年度のこういう事業、取り組みとして、市長みずからが出されたというようなことでありまして、議会はちょっと、何というか、肩透かし食ったような状況らしかったですけれども、こうして取り組んでおみえになりますし、また、今言われましたけれども、市長、やっぱりこれから、何といたしますか、今U I Jターン、また定住等々、移住定住、いろいろと郡上市取り組んでおる中で、事実婚の方、夫婦別姓の方も、やはりこういうことに郡上市へ移住をというように思いをしてみえる方もあると思います。そんなところで、今後においては、大いに研究していく必要もあるのではないかと考えております。いろんな場面での多様化について考える必要があるんじゃないかと思っておりますけれども。

実は、このまめなかな第46号、郡上市青少年育成八幡地域会議が発行しておってくれる、この町民へ、町民というか、八幡へ配っておっていただくのですけれども、これの表紙の部分に3つ、児童虐待通告過去最多とか、DVの相談件数過去最多とか、その次が多様化というようなことで、今、郡上にこういう問題があるというんじゃないしに、日本社会の中でこういうことがありますよというのは事例として取り上げとってくれるものですが、この中に、LGBTが広く知られるようになってということによって挙げてくれておるんです。

その中で、やはり教育長にお伺いしたいんですけども、パートナーシップ制度の目的が、このLGBTなど性的少数者への差別や、先ほど言いましたけど、差別や偏見の解消と、さまざまな社会的制約の緩和や権利の擁護とその拡大というようなところに目的を持たれておるわけでございまして、昨日の一般質問の中でも、女子生徒の制服についてのお話がありました。きょう、新聞にもちょっと記事が載っておったと思うんですけども、いろんなさまざまな心を持った子どもたち、文科省から平成27年4月に文書が出ておりましたけれども、性同一性障害にかかる児童生徒に対す

るきめ細やかな対応の実施等についてというようなことで、こういう文書が出ておりますし、本当に偏見ということだと思いますと、二、三日前に、「4割強が就活で困ったLGBT」。面接質問や服装で随分、何というか、嫌な思いをされておるといような記事が載ってございましたけれども、それは面接官の意識の不足、そんなところから出てきておると思うんですが、教育委員会として、教育長、どのようなこういう偏見・差別等をなくする取り組みとして、どのようなことで対応を組んでみえるのか、1点お伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えします。

いろんな新聞等で性的少数者については扱われておりますが、実態が各学校にそんなにあることではありませんので、各先生方については、文科省が全国の実態とか取り組みについて紹介した、こういうきめ細かいリーフレットをつくっておりますので、これを研修材料として、具体的な対応についての例が示されておりますので、その点について対応をするような研修を持っていただいております。

ただ、子どもたちについては、その悩みについて打ち明けてくるのが大切だと思いますので、どの先生についても親身になって相談に乗っていただくようなことを進めていくことを考えておりますし、各先生方については、性の多様性を含めて、いろんな機会に研修に参加いただいて、その研修で学んだことを、子どもの相談とか、それから校内体制を充実させることによって、教職員のまず人権感覚の高揚を高めていきたいと思っておりますし、正しい知識を習得することによって、知らないがために起こる偏見・差別・いじめ等は防いでいきたいと考えております。

また、この性同一性障害にかかわる児童生徒や性的マイノリティとされる児童のこういう制度だけでなく、高齢者とか、障がいを持った方とか、不登校を含めた人たちに対しても優しく接することが大切であり、高い人権意識を持った郡上子どもたちに育てていきたいと思っておりますので、今後も生命と人権を基盤とした教育の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。やはりこの偏見とか差別なくするには、小さいころからの教育での取り組みが一番大切かなというふうに思っておりますので、また今後におきましても、この点につきまして、差別・偏見の解消については御尽力いただきたいと思いますし、この郡上市がそういうことのない、本当に立派な郡上市となれるよう、この合併、これから16年、17年に向かって、今後の郡上市が築いていく上で、こういうことのない本当に明るい郡上市になりますように願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

（午前11時42分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

◇ 山 川 直 保 君

○議長（兼山悌孝君） 5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 失礼いたします。通告にしたがいまして、一般質問を行います。今回は本市の農業につきまして、2点質問を行いたいと思います。

合併以来15年がたとうとしている今日でございますけれども、各産業がある中で、私の印象といたしましては、観光そして文化には大きな光が当たっているように思います。また、農政においては同じくした光がそれほど当たってこなかったのではないかとというような印象がいたしております。私も自分といたしましても、郡上のような中山間地域においては第一次産業をしっかりと守っていかなければ、本市の発展はないと考えております。中でも農林水産業のうち、その「農」に対して、もっと力を傾注するべき思いから質問をさせていただきます。

それでは大項目1つ目でございます。地域ブランド農産物の生産振興についてでございますけれども、一つ目、市政方針にあります本市が自負する地域ブランド農産物とは何か、下平部長にお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 山川議員の御質問にお答えいたします。まず初め、地域ブランド農産物という御質問でございますが、まず地域ブランド農産物としての定義は特に決められておりません。しかし、平成17年に経済産業省が地域団体登録商標の制度を創設するときに、地域ブランド化というものの定義を、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの関連性——関連性というものは自然的ですとか歴史的、文化的、社会的などを指しますが——そうしたものを有する特定の商品の生産または役務の提供を行う取り組みと示しております。この定義を地域ブランド農産物に当てはめると、生産者が協力して、地域資源や地域の特性を生かして、そうした農産物を生産して、独自の名称をつけて出荷する農産物といえます。それでは、具体的にどのようなものか郡上市にあるかと申し上げますと、JAめぐみのから系統出荷されている青果物としては、ひるがの高原大根、そして郡上のトマト、おくみのハウレンソウ、ひるが

の高原いちごなどがございます。また花卉類といたしましては、郡上南天やトルコギキョウ、ゆりといったものをひるがの花として出荷されておられます。そのほかに、農協の系統出荷ではございませんが、ひるがのラファノスさんでは、雪の下で育てたにんじんを春まちにんじんというブランド名で量販店へ出荷されている事例もございます。こうしたものが地域ブランド農産物であり、これらの農産物の多くは主に夏場を中心に郡上市北部の冷涼な気候を生かして栽培されているものでございます。中でもひるがの大根は、平成24年JAめぐみのが、ひるがの高原大根という名称で地域団体商標を取得されましてブランド力を向上させて販売を強化されているところでございます。

ちなみにですが、JAめぐみの管内における平成29年度の販売実績では、青果類部門の中で大根が販売高で1位、トマトが2位、イチゴが3位といった順となっております。ひるがの高原大根の販売高はJAめぐみの青果類部門の中で最も大きな額でございまして、5億1,600万円、青果類販売高の55.5%を占めており、郡上市が自負できる地域ブランド農産物であると認識しております。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) ありがとうございます。

次に、市長の施政方針に基づき質問をいたしたいと思っておりますけれども、施政方針の文中の今年度の施策として、中山間地域の特性を生かした多様な取り組み、それと集落営農組織化を促進するとありますけれども、その具体的な手法をお伺いしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思っておりますけれども、ただいま農林水産部長が申し上げた郡上の農業を支えるいろいろな作目があるわけでありまして、こうしたもののできるだけ生産条件のサポートをするといったようなこと、あるいは県の農林事務所とともにいろいろな作付け等の技術的な指導、そうした助言、そうしたこともやってまいりたいというふうに思っております。

また、集落営農の組織化でありますけれども、これは今年度、平成30年度から郡上市の農業委員と、また農地利用適正化推進委員の皆さん初め、関係者によりまして合併前の旧7町村単位で1カ所ずつこういう集落営農組織化をする重点地区というのを選定いたしまして、それぞれ関係者の集合、参加のもとに重点地区会議というのを開催しております。そして、各地区が抱えております課題を洗い出しながら5年後、あるいは10年後の農地をどのように維持していくか、また担い手をどう確保していくかと、こういったことを検討してもらい、そしてそうした集落営農組織化ということを進めていくということで今話し合いをしております。

できるだけ早くそれぞれの地域におけるこうした組織化を進めてまいりたいと思っております。

れども、今、この7つの地区それぞれにやっておっていただいておりますが、当面最も早く期待ができるのは八幡の市島、林地区、あるいは白鳥の前谷地区といったようなところについては集落営農の組織化をできるだけ早く進めてまいりたいというふうに思っておりますし、またそれぞれの地域においてもその基礎になりますいろんな農地集積であるとか、あるいは人・農地プラン、こうしたものの策定ということに取り組んでいただくようにいたしております。

また、集落営農組織というのは、一口でそう言っておりますけれども、いろんな形態がございます。そういう中で最も地域にとりつきやすいものから順次、最終的には例えば法人化をするとか、そういった取り組みを進めていただくように今それぞれの地域において取り組んでいただいているところでございます。

平成31年度もこうした取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) ありがとうございます。

それでは、次に私から1つ提案をさせていただきながら、青木副市長に答弁を賜りたいと思っておりますけれども、その前に、先ほど下平部長のほうから答弁をされました、本市のブランド農産物とは何かの質問に対してははっきりとひるがの高原大根とお答えをいただいております。私からもなぜ、早急にこのひるがの高原大根の産地を守る術の施策を打ち出さなければならないのかという理由を述べさせていただきまして、後に提案のスキーム表について説明をさせていただきたいと思っております。

ひるがの高原大根につきましては、皆様も御承知のとおり本市が誇る農産物でございまして、現在では主に中京、京阪、そして北陸地方への出荷がなされております。JAめぐみの農畜産物売上高約76億円のうち、畜産と穀物の約18億円を除きますと、先ほど部長が答えられましたとおり野菜の販売額においては大根が毎年5億円から6億円、そしてトマトが約3億円、そしてイチゴが約2.5億円の順でございまして、JAめぐみの管内におきましても主力作物であるということは間違いないと思っております。ましてや大根の場合は、ほとんど100%が市内で生産されておりますので郡上市にとっても事の政策をしっかりと考えていかなければならない、そう思うわけでございます。

そこで、大根栽培の始まりは高鷲を中心といたしまして戦後開拓入植が行われた際に順番に高冷地野菜とそして酪農という産業が形成されて生まれてきたわけでございますけれども、最初は商品作物として昭和35年ごろ、漬物の加工用の生産、契約生産、そういったことが発端となり頑張ってきたんですけれども、しばらくしたときはすぐ行き詰まりをいたしまして、生産者はその圃場に残る多くの大根を名古屋市場に出荷していたところ、これがまた夏でして非常に驚くほどの高価な値段で売れたということ、これをきっかけに漬物用から生食用にかえまして、昭和42年には野菜指定産地の国指定を受けた、このことにより栽培戸数もふえて、そして年々栽培面積も増加をしてきた

ということでございます。さらに、昭和54年には第18回農林水産祭において天皇賞の受賞、また団体においては農林水産大臣賞の栄えある受賞をいただきまして、このことによりさらに生産者の意欲も高まり頑張ってきたと思います。また、最盛期の昭和60年ごろには栽培戸数は約30戸もございました。そして、栽培面積もマックスで200ヘクタール、販売高、これは何と実に今の5倍です。15億円にも達した時期がございました。

ところが、次第に野菜全体の市場の価格というものが低迷して、それと相まって新産地、北海道、東北などが加わりまして、その競合によりまして非常に市場の占有率も低下して供給が過剰となり市場単価も下落して大変厳しい時代もあったということでございます。

しかしながら、平成25年から現在におけるまでの5年間というものは生産者の努力によりまして品質の向上と厳正な規格のもと、平均単価は100円以上をキープしておりまして、経営としては成り立っているのが現状でございます。

昨年の30年度では、栽培戸数が24戸と非常に落ちております。出荷量は3,860トン、販売金額は約4億2,800万円となっております。30年比で28年のときは大きな台風の影響もありましたが7億2,700万円、すばらしい成績でございました。2年経ったことしは4億2,000万円ということでこの3億円もの減収ということでございます。昨年の栽培につきましては、悪天候の中よく頑張ったと思いますけれども、非常に農家にとってはショックな1年だったということを思います。

しかしながら、何とか産地を維持できている、そして生産者の皆さんも来年も努力しようということで頑張っておられます。しかし、ここにきて一番の問題は何かと申しますと、先ほどの一般質問の中でも商工観光部長が人手不足ということを指摘されておりましたけれども、この栽培につきましても就農者不足、そして人手不足が一番の問題であります。現在の栽培戸数、その全盛期30戸から24戸になっておりますけれども、生産額維持のためにはどうしても面積をつくっていかねばならない。1戸当たりが広い面積、それを追従することによって、そして人手不足も生じてくるということがもう目に見える状況でございます。

そこで、この状況を打開するために、昨年、ひるがの高原大根生産出荷組合の総会のおりにいろんな話をしておりまして、そこでことしになってから生産者の課題、そしてJAめぐみのが抱える課題、そして本市が抱える農業の課題、こうしたものをまずひるがの高原大根にとってどうできるかということをお勉強しようということになりまして、JAの理事、あと職員、そして農林事務所の普及員さん、あと生産者、そして不肖、私も加わりまして、ことしになって4回の勉強会を繰り返してまいりました。そこでまとめとしている案は多岐にわたりますけれども、一つまとまりつつある、雲をつかむような案ではございますけれども、そのスキームを考えてまいりました。

これは一つの案でございますから本気にやる、本市の本当のやる気とそしてJAの組織の協力、そして生産者の協力、理解、そしてその三位一体となって本気でできる施策であれば、これは向か

うはよしと私は思っ提案したいと思ひます。初めてパネルをつくっていただきました。ありがとうございます。また、お手元のほうにそのあたりの資料をお配りしております。

まず、こうしたスキームをどう考えたかと申しますと、私、以前の一般質問におきまして、まちづくりファンドなるものを提案した経緯がございます。それと似たようなスキーム表でございます。

このスキームは通常、郡上市が農政において生産者の方に何かの補助をしようと思つた場合、国の補助、もしくは県の補助、もしくは市単補助において機械等のいろんな補助の施策を行つてまいりましたけれども、これを郡上市が掲げる問題、そしてめぐみのが掲げる問題、そうしたものを一つのファンド組成によってそこに考えていただきながら、おのおのの取り組む事業者に出資をするという仕組みでございます。

右側を見ていただきますとJAめぐみの、郡上市が指図権者となつて、そしてさらに出資、これは郡上市の場合は基金を仮称、「郡上」と「JA」の「J」でGJ農業生産産地活性化ファンドと書きましたけれども、有限責任事業組合——これはLLPと申しますけれども、こうしたところへ出資を行う。御承知のとおり郡上市、自治体は農業生産法人には直には投資できないことになっていふるので、こうした組成ファンドを介するということでございます。そのファンドは何に今から出資するかということをお考えまして、例えば右から郡上市の掲げる問題としまして農業従事者の宿泊等の施設事業者、もしくは今、郡上市の中でもしっかりと考えていかなければならない耕作放棄地、遊休農地管理、斡旋に資する事業者、また、めぐみの農協が主体であります有限会社おくみの農援隊、さらにはひるがの高原大根生産出荷組合、これ現存しております。その上の四角のくくりを見てください。今、農業者が高齢化によってどうしても1つ単位の家族ではやっいけない。ぜひ法人をという形が一番望ましいのではないかとこのように考えております。ここが仮定する新会社である、ひるがの高原大根農業生産法人でございます。そこへもファンドからの出資を行う。それに対して農林事務所の協力とか、そしてJAめぐみのの融資等が入るわけでございます。上に地権者でございますけれども、どうしても後継ぎがなくなつてきて離農するというような高齢者の方々がどうするかといつたら、そのノウハウの提供とか、持っている農地の提供、または農業機械の提供、それを有償で提供し生産指導を行います。そして、このことによりまして単一事業の用途での利用よりもレバレッジが効きまして、地域における波及効果も大きくなることを期待されると思つております。

郡上市も農林水産部のほうでいろんな問題を掲げて、直にいろんな補助制度をつくらうと思ひますと非常にマンパワーもかかりまして大変だと思ひます。これを一挙に農協とかと一緒にしてその課題を解決して、そこから下の下部組織への出資等によってそこで真剣に考えてもらふようなことができればもっともっと円滑化に進めるんじゃないかなと私は考えます。

そこで、青木副市長の感想を伺いたいわけですが、お願いできますでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木 修君。

○副市長（青木 修君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思いますけれども、最初に郡上市は観光立市として進めておりますけれども、観光立市を進めるという大きな背景の中には郡上の優れた農産物の生産がなければ観光立市として成り立ちえないというふうに思っておりますし、農業生産をされる多くの人々があって、そして農地があり山があり、また川があり、そういったことを守ってくれる人たちの前提があって初めて観光立市ということが成り立ちますので、言わば農林水産業を基盤とした観光立市と、隠れてはおりますけれども、そういう立場で今後も観光立市の事業は進めていくべきだというふうに考えております。

今ほど御紹介がありましたファンドについての構想ですけれども、これを研究されていることについては、私たちが危機感を同じくしておりますので、大変興味深く聞かせていただきましたし、これからさらにまた勉強していきたいというふうに思っておりますが、十分内容を理解しないで感想を申し上げるのはちょっと申しわけないと思いますけれども、今の段階で私が述べることができる範囲での感想として申し述べさせていただきたいというふうに思います。

同じものですので、まず、ここに農業生産法人として法人が形成されるということにつきましては、大根だけでなくトマトであったり、あるいはイチゴであったり、花であったりという農業生産をしていらっしゃる多くの方がまず寄られるということが必要だろうというふうに思います。

そして、この生産法人にJAさんとか、それから農林事務所、当然、郡上市の農林水産部もそうですが、何らかの形できちんとかかわっていくということが必要だという、そういう意味で責任を共有するという意味での参画の仕方というのが大事だろうというふうに思っております。こうした農業生産法人が成立するということによりまして、これはあくまで仮定ですけれども、課題である労働力の確保、もちろんこの中には宿泊施設の確保というのも可能になって来ると思いますし、それから生産力や販売力の強化、ブランド力の強化にもつながっていくというふうに、また農地の保全であるとか、あるいは確保ということにもつながっていくということで、今、農業が抱えているいろいろな問題をみんなの力で解決するという意味での仕組みというふうになる可能性としてあるというふうに思っております。ただ、問題としてはこの事業資金をどうするかとか、あるいは事務局組織をどうするかということが今後の課題になってくるかというふうに思って、その中でこの事業資金をこの表にありましたように農業生産所の活性化ファンドという形でここが資金を確保するということになるすると、その資金は補助金とは違いまして使い道が比較的自由度がありますのでいろんな使い方ができるということによって効果が上がっていくというふうに思います。

問題はこのファンド元である金融機関をどういった形で設定するかということ、それからJAめぐみのさんやあるいは郡上市、これがどういった形で出資をするかということについてはまだまだ検討の余地があるというふうに思います。

そこで、今お話ししましたように利用しやすい資金を送るということは可能なんです、問題はここにある指図権者についてですけれども、この指図権者というのは文字どおり指図するという権限なんです、この指図権者、幾つかの金融機関が仮に集まったときに、その指図権者のお互いの調整をどうするのかということも恐らく今後の課題になるだろうというふうに思います。

それから、指図権者がどれほどの権限や責任を持つのかということについても、これも十分研究しなければならないというふうに思っています。

また、同じようにファンドの事務局体制もこれも必ず必要になってまいりますので、そういった意味で人材も求められるということがあろうかというふうに思います。そこで、これは私どもとしては農林水産部だけではなくて、商工会、あるいは商工観光部、また産業支援センター、こうしたところがいろんな課題がありますので一体となって考えないと、恐らく効果的な解決策が見つからないのではないかとこのようにして今は思っておりますので、そういう意味で農林水産部を中心としてプロジェクトチームを構成してこの問題に取り組んでいくという、今は考え方であります。JAめぐみのさんとか、農業生産の皆さん方と懇談をする機会にも同様の意見を述べられておりますので、市としてもそういったことについてはできるだけ早い時期にそういった体制を整えていきたいというふうに思っております。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 山川直保君。

○5番(山川直保君) ありがとうございます。

今の答弁の中でこうした課題を農林水産部を中心としたプロジェクトチーム、または産業支援センターの機能を十分に生かしていくということも今理解できました。

さて、先ほどのパネルの中で基金を市が積んでそれをファンドに入れる可能かもしれませんし、農協法上もこれはクリアできることをごさいます、あとは責任をどこが持つのか。そして事務局の体制はどうするのかといった諸課題がございます。あと金融機関がそういう指図権者に入っているかということに関しましては、かつても前に定められた農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法というものがございまして、今の図におきましてはL P S といって投資事業有限責任組合という図でございましたけれども、もう一つ簡易なものがございまして、これはL L P——有限責任事業組合、これはそうした金融機関等を伴わなくてもできます。しかしながら、運営とかは全部自分たちでやらなければいけないという、そうした難点もございまして、その2つがありますので、また考えていければということをおもっています。

そこで、市長さんに1つだけ感想を伺いたいわけですが、今、青木副市長のお言葉の中で一番印象を受けたのは農林水産業を基盤とした観光立市、これは非常にうれしい響きでございます。かつての高鷲村は昭和40年代には三白産業、いわゆる雪、牛乳、大根、それを提唱して頑張ってきました

た。そして、昭和の末からは農業を基盤とした観光立村という、そのキャッチフレーズのもと村は丸丸となってその産業を進めた経緯がございます。今考えてみましても、幾ら高鷲であってもスキーがあってもゴルフがあってもアウトドアがあっても農業なくしてはならない場所であります。ですから、今でも高鷲という地域は農業を基盤とした観光立町であると私は思っております。

市長が掲げられています観光立市、これは本当におのおのが産業や文化を振興してそれに光を当てて、そして資源を掘り起こして、そして輝かせて、そしてそれを観光と成すといったその仕組み、非常に理解できますけれども、もっともっとわかりやすい言葉でフレーズをつくるならば、やはりこの農林水産業を基盤とした観光立市、もしくは自然と文化を基盤とした観光立市とか、観光立市の説明に非常に苦慮された部分もあったかもしれませんが、私は理解しておるつもりですが、今後はそのようなフレーズも考えられたらどうでしょうか。ちょっと伺います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

私が唱えている観光立市というのは、つねづね前から申し上げておりますように昨日も議論にあった産業連関表で言うならば、狭い部分のサービス業といったようなものだけでなく、まさに幾つかの部門の産業のというものを基盤にした郡上全体としてそれを内外に向かって示していこうと、こういうものでございますので、その中の大きな要素として郡上の場合には特にこういう地域柄でありますから農林水産業というものがその中の大きな基盤を成すことは言うまでもございません。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） ありがとうございます。

1つ意見として申し上げたいと思いますが、昨日の18番議員さんの資料で、今も市長が述べられました産業連関表について、私、1つだけ思ったんです。その中では製造業に関しましては、これは断トツに群を抜いて739億円と非常に高い生産額を示しておりますけれども、よく見ると移輸出額——要は市外へ売った額、それよりも移輸入額——市外から買った工業製品のほうが100億円高いわけでございます。ですから、郡上でいろんな生活のいろんな製造品をつくっているわけではないですから、もちろんそれはあり得ますけれども、つくって出したよりもつくったものを買って来たほうが100億円高い。いわば、これは貿易でいいますと、貿易赤字なんです。しかし、もう一つの農林水産物、これは市内生産高が70数億円でございますけれども、移輸出額が移輸入額と比べて27億円ほど高い、ということは貿易収支と考えるならば、これは黒字産業なんです。ですから、幾ら製造業の生産額よりも10分の1の生産額といえども、この農林水産業が支える力というのは、これは本当に将来期待ができるものだと思います。幾ら小さくても。ですから、本市は貿易で考えるならば、貿易黒字、黒字を上げる産業に力を注入すべきと私は感じましたので意見だけ申し上げます。

す。

2問目の質問に移ります。

これにつきましては、この表のほうには労働者と書いておりますけれども、就労者という形にちよっと読みかえさせていただきます。就労者宿泊施設の確保についてでございますけれども、季節就労者の宿泊施設確保対策というのは、私が思いますのに企業努力のみに任せることなく、産業振興のためには行政も積極的にかかわる必要があるのではないかと考えます。私も雇用対策協議会へ産業建設常任委員会のときに出させていただきますが、やはり製造業もこうした問題を抱えている。製造業に関しては、これは通年であると、そして特に季節を伴う産業、スキーの産業、そして農業の産業、これは季節雇用で非常に入れかわりも大きい。その中のことは地域格差があるということも理解しておりますけれども、例えば先ほどから私が述べております郡上本市の北部の大根、イチゴ、花卉栽培等においては、現在、数字で述べます、現在、事業主を除く専従者は50人みえます。ほかにはパートが約34名、そして中国人研修生が約17名ありますけれども、これらの農産物生産は今後しっかり拡大をしていこうと思うと、これは聞き取り調査ですが、さらに15人から25人の農業従事者が必要であると、そうでなければ産地はしぼんでいくと、拡大はおろか、そういうことを生産者、また組合から聞いてまいりました。JAは人材確保のために夏場は花卉において、6月から10月末までに農協のチラシ、または折り込み等によって市内はやっておりましてけど、ことしからはめぐみの管内全部にそうした求人を行うと言っておられました。これは日本人の求人の募集でございます。

しかしながら、なかなか人手不足が厳しい状況は想像ができると思います。

さて、こうした募集時におけます一番のネックは何かと申し上げますと、やはり就業者の宿泊施設であるということです、第一に。これを頭に置いておきたいと思います。今日の国内の就農者に対しましては、空き家に数人ずつ泊まっていたとすることは、これは本当は敬遠される傾向が強いわけございまして、やはり今望まれるのは、外国人は別として、日本人の場合は1K、それにトイレ、そして風呂つきでないに来ていただけないといったような、そのような状況がありまして、そのような宿泊施設を配備する必要が今後出てくるのではないかとすることを思います。

しかしながら、現在の生産者の力では、その設備投資には限界もありまして、とても困っている状況があります。ですから、待たなしでこの問題をぜひとも農業者支援策、そしてまた移住策とも含めてこうした宿泊施設の建設施策を進めていただきたいと願うわけでございます。

私はこう思っておりますけれども、いろいろな名のある産地というものはやはり先人の血と汗と努力、そしてまた経験、そして知恵、そしてもう一つプラスはそのブランドとなる地域は絶対とあっていいほど自治体の強力な支援があつて形成されてきた。そして、これをしっかりとこの先も守って育ててさらに成長していくためには他の自治体と同じレベルのありふれた農業政策では幾ら

ブランド地域であっても守ることはできない。私はそう確信するからであります。行政のバックアップがなければ成し遂げられない、この多くの問題、このことにしっかりと手立てしなければ生活が成り立たないばかりか人口減少も起きる、さまざまな問題が起きてまいります。このことにつきまして、青木副市長からこの宿泊施設についての方針または所見をお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木 修君。

○副市長（青木 修君） これから恐らく外国からの実習生も含めて、移住者も含めて人材不足のためにさまざまな手段を講じなければならないと思いますが、その中の一つにやはり住宅問題というのは大きな課題だというふうに捉えておりますので、これから住宅を確保するための方策として、先ほど置田部長からも答弁がありましたけれども、まず1つとしては教職員住宅、それから市営住宅、こうしたものも含めた公共の宿泊施設について建築年月ですとか、あるいは現在の活用状況を調べまして活用されていないものについては譲渡をするといった方向をまず考えたいというふうに思います。

それから、もう1点として市営住宅の一部の部屋、これは一つのフロアでもいいと思いますし、幾つかつながった部屋でもいいと思いますが、そういったものを一旦、事業者の方に一定期間借り上げていただくというそういった手法もとることができるというふうに思います。

また、民宿等でもう既に休業をしていらっしゃるところにつきましては、これほどが借り上げるかということについてはまた検討の余地はありますけれども、一旦そういったところをまた借り上げるということによって季節的な仕事として取り組んでいらっしゃる方の宿泊施設として提供することも可能であると思います。

今、3つばかりの例を申し上げましたけれども、こうしたことは市ももちろんですけどもいろんな機会に住宅の空き情報というものをきちっと整理しなければならないと思っておりますので、部屋の規模、それから泊まれる人数、建築の年月、あるいは費用、改修の要・不要、こういったことをきちんと調べ上げて住宅の情報として整理をしたいというふうに思っております。それを一括して情報提供ができるような形で整理をしたものを全ての振興事務所のほうで照会があれば、その照会に対して答えることができるような対応はとっていただけるのではないかとこのように思っております。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5 番（山川直保君） ただいまの御答弁を聞きまして、かなり安心をいたしました。この議会に入りまして、例えば高鷲の教員住宅6棟中6戸入っていないという現状もございます。それを今から調べられて早急にそれを振興事務所でまとめていくという答弁でございました。

私はその中で1つ理想を申し上げます。これはその戸数、数というものは観光に必要な雇用数、

そして片やこちらの農業に必要な雇用数、そのバランスを考えた数を、ただ用意するのではなくてそれを考えた数をしっかりと計算をしながら将来の伸びしろを含めた中での計算した中での確保をお願いしていきたくと思います。ありがとうございます。

最後になりますけれども、私は1つお願いがございます。つけ加えたいと思いますけれども、今後、郡上市においては、この市場へできる限り執行部の、市長を中心とされまして出向かれていただきたいということを願います。このことは、本当に市場へ出向きますと日本中の産地の情勢とか生産者に求められる課題、行政に求められる支援の課題等もいろんな話をしていただけます。そして何よりも産地のPRとその産地の意気込みと、そしてそのセールスにつながっていくわけです。いろんな全国からは、私ども昨年は産業建設委員会で中青——これは大阪中央青果市場へ出向きましたけれども、そこの幹部の方々が言われましたけれども、いろんなところからもトップセールスで市場ばかりでなく大きなスーパーまたは大きな料亭等へも足を運ぶ、やはりこうした熱意こそが市場が一つ動く力になるということをおっしゃってみえました。

市長さんにおかれましては、JA全農、または県庁のほうへもついて行っていただきますけど、またお時間ございましたら大阪の中青、また東部、そうしたところも出向いていただければ、またその組合員、生産者にもすごく力強い意欲が出ると私は思っております。どうぞこのトップセールス等に執行部が出かけられますことを心からお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

◇ 田代はつ江君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

4点、質問を用意いたしましたのでどうかよろしく願いいたします。

最初にプラごみを海洋投棄する悪影響という題で質問をいたします。

地球にやさしい環境をとということで、プラごみの分別、レジ袋を辞退するマイバッグ運動が始まったのは今から10年ほど前のことだと思います。だんだん定着してきた反面、これくらいはいいだろうという気持ちが出てきているのも実情だと思います。

最初にお聞きいたします。プラごみの分別状況とそれによるごみの減量、そして可燃物を焼却する燃料費の推移を近年の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをさせていただきます。

プラスチックごみの分別については、大別としてプラスチック製容器包装とペットボトル、白色トレーの3種類を資源ごみとして分別していただき収集を行っています。分別していただいた資源ごみは収集後にリサイクルプラザにおいて選別し、汚れの激しいものや対象外のものを取り除き再生処理業者に引き渡しますので、再生処理される資源ごみの重量が郡上クリーンセンターにおける可燃ごみの減量となります。

近年3年間の状況でございますが、平成27年度が161トン、平成28年度は166トン、平成29年度においては150トンとなっています。郡上クリーンセンターでの可燃物焼却に使用する燃料の推移でございますが、平成27年度が128万リットル、平成28年度は132万8,000リットル、平成29年度におきましては147万2,000リットルとなっています。可燃ごみ1キログラム当たりの必要量といたしましては近年では0.11から0.12リットルで推移しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 新聞等の記事によると消費者から回収されたプラスチックのうち、実際にリサイクルされているのはほんの一部であると言われております。回収されたものは皆さん一生懸命汚れを落として出されるんですけども汚れがあったり、混合物が多すぎるため、例えば食品包装業界が求めるような高水準の原料を製造することは不可能であると言われております。回収されたプラスチックのほとんどは単に焼却されるか集積されるかで、土地とか河川、そして海に不法投棄されることさえあると言われております。

郡上市では、回収されたプラスチックごみは最終的にはどのように処分をされているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えさせていただきます。

郡上市において収集したプラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル協会へ再生処理を委託しております。ペットボトル、白色トレーにつきましては再生処理業者に売却しておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今、売却をしているとそのようにおっしゃったんですけども、それは高額な金額で売却をされるのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） その状況というか時期によっても違いますが、大体ほぼ同じくらいの状況で売却をされております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ことしの1月になってからですけれども、中国政府は廃プラの輸入禁止を実施しましたが、この行き場を失った廃プラは環境規制が緩やかなアジア諸国に流れ込み、かえって海洋汚染を悪化させるともいわれております。また、このプラごみは劣化して細くなるほど海中の有害な化学物質を吸着しやすくなり、生物の体内に取り込まれやすくなるそうです。本当に海を救うことを大切に思うなら、プラスチックのリサイクルは廃止すべきという意見も出ています。時代にもこのことは逆行しているかと思われるんですけれども、今の分別の仕方も物によっては焼却処理という妥当な代替策もあると思います。

現在、高温焼却法の確立で、ダイオキシン除去は技術的に克服され、燃えにくい生ごみも廃プラを燃料として使うことで高騰する燃料代を少し抑えることもできるかもしれないといわれています。このことについて、市の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをさせていただきます。

包装容器のリサイクル法第6条では、地方自治体の責務として市町村はその区域内における包装容器廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。これを受け、郡上市では現在のごみの分け方、出し方をお願いしているわけですが、市民の皆様からの御意見や昨今の燃料費の高騰の中でごみの分け方、出し方についての検討をしております。包装容器リサイクル法と焼却のための燃料費との絡みもあわせまして、低コストで人、環境に優しい一般廃棄物の処理を行うために郡上市にとって最善の方法を選択していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今の部長の答弁はよく理解しました。

例えば、洗剤の入ったボトルなどをきれいにゆすいで分別して出す場合、どれだけゆすいでもなかなか泡がとれなくて、どこまでやればこれがきれいになってあれするのかと疑問を持つようなこともあります。そのためにはたくさんのお水も使いますし、いろんな問題もあると思います。

先ほど言いましたようにきれいに汚れをとっていない場合、そういうのを多分収集されたプラごみの中にはたくさんあると思うんですけれども、そういう状況についてはどうでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 先ほど1番目の質問でお答えをちょっとしたんですが、汚れの激しいものに関してはその場で取り除いて処理をしておりますので、よろしくをお願いします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） となると、プラごみを収集される袋が来ると、それを全部空けてしまって、私も一度、あそこの、見に行ったことがあるんです、環境センター。あそこへ見に行ったことがあるのですが、全部ベルトコンベヤーみたいなところに流れるところへ空けてしまって、これはだめとか、そういうふうに分別をされるわけなのですね。大変な作業だと思います。

今、言いましたように、燃料費も高騰して、補正でもそのお願いをされているようなときもありますので、これ一概にプラごみについて分別をしないなんてなると、また混乱して大変なことになって、せっかく今、いい習慣がついているのに大変なことになるとも思いますけども、名古屋のほうでは既にプラごみも全部一緒と、そんなようなところも市によっては聞いておりますので、できればここら辺の分別の仕方も、少々検討をされて、それから皆さんが余り汚いもの、今言われました汚いものは出していただかなくてもそのままと言われましたけども、そのことも含めてお願いをしたいと思います。

また、プラごみが海まで流れていってしまって、悪影響を及ぼすという題で質問をしたのですが、これについても皆さんの心がけ一つで防げることも私はあると思います。例えば、農業で使われる黒いプラごみですけども、それとか、パーベキューなどをして放置をされて行ってしまうような、川に流れていってしまうとか、また、ポイ捨て等でプラごみが川へ流れていってしまって、それが海のほうへ行ってしまう。だんだん劣化して細くなるほど、海の生物に悪影響を及ぼしていると、そういうことも聞きますので、このことについては、どうか皆さんの心がけ一つでできることだと思いますので、海を本当に汚さない、そういう意味でもお願いをしたいことだと、そういうふうに思いました。

この質問は、以上で終わりたいと思います。

では、2点目の質問に入ります。SNSで市に通報ということで質問をさせていただきます。

市民から、道路や公園等に関する改善要望が市に多数寄せられていると思いますが、1カ月に平均どれほどの要望が寄せられるのでしょうか。今、道路や公園等と言いましたけれども、簡易なことで、この道路、公園にかかわらず、今見たら、例えば公民館の畳がボロボロで、本当にズボンに畳のあれがついてしまうんやけどとか、そんなようなことも含めて結構ですけども、そういう簡易な要望、そういうのは大体1カ月にどれほど寄せられているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） ただいまの御質問で、建設部の関係の御質問の状況をお答えいたしたい
と思います。

市民の方からの道路の不具合等の通報につきましては、詳しい件数のデータを今、とっておりま
せんが、月平均で数十件ぐらいはあるというふうに考えております。また、豪雨であったり台風、
また雪解けのときとか、そういうような時期によっては、その件数はふえる傾向にございます。

現在、建設部は、県の郡上総合庁舎のほうに入らせていただいて、市と県の連携ということでワ
ンストップサービス、そういったことをやっております。それで、平成26年からそちらの総合庁
舎のほうへ移っておりますけども、26、27、28の3年間、そうしたデータをとっています。その時
の件数ですと、平成26年は月平均59件、これは県への相談も全て含めますし、住宅の関係の相談も
ありますけども。平成27年は月大体40件。それから28年は月平均が38件という状況でございます。

こうした場合は、こちら連絡をいただくのは自治会長さんであったり、地区長さんからの連絡も
当然ございますし、一般の市民から直接連絡をいただくことも当然ございます。

内容的には、道路の穴ぼこであったり、街灯の電気切れ、それから落石・倒木、看板であったり
側溝ぶたの不良とか、そうしたさまざまなものがございます。また、その中には国道や県道、それ
から高速道路関係に関する情報であったり、公安委員会の対応していただくような案件、そうした
ものもいただくことがございまして、それら直接建設部が対応することでない場合には、各所管先
のほうへ情報提供をさせていただいて対応をとっていただいているということでございます。

うちのほうの建設部案件でございますと、通報をいただいた案件につきましては、状況判断がで
きる職員がすぐその現場のほうを確認をさせていただきまして、簡易的な対応でしたらその場で処
理を行いますけども、工事を伴うような規模の案件は、建設業者関係に委託をしまして対応をして
おります。また、場合によっては大がかりな工事が必要な場合、そんなものもございますので、そう
した場合は地元の自治会を通じまして協議を行って改良の事業対応であったり、次年度の工事を計
画していくとか、そういった対応もございます。

地域の総意に基づく要望案件ですね、道路の改修もそうですけども、そうした案件については、
毎年その自治会要望として申請をしていただくことになっております。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ほかの局はいいですか。ほかの部局のことは。建設部だけでいい。

○8番（田代はつ江君） ほかのことは、ちょっと通告していなかったのでもいいです。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今、続けてその要望が自治会長さんからとか、もしくは地区長さんを通し
てかどうかということをお聞きしようと思ったのですけども、今、部長のほうから自治会長さんも

しくは地区長さん、そして個人の方からと、そういうお話を聞きましたので、皆さんがそういうふういろんなことを要望しているということをお聞きしたんですけども、ともすれば本当に簡易な、ちょっとしたことを、こんなことを言うと恥ずかしいような気がするんだけど、ちょっと議員さんを通してやってもらおうとやってもらえるような気がするという言葉聞いたことがありますので、そんなことは絶対はない、市民の言うことを市役所のほうでは聞いてくださるんやで、それはないと思うで、皆さんのほうからお話したことがあるのですけども、そんなような思いで見える人もありましたので、ちょっとこの質問をさせていただきました。

これにあれをしまして、ちょっと先ほど余分なことを言ってしまいましてすいませんでしたけども、今回は道路や公園等で、今の答弁で十分でございます。

兵庫県の芦屋市では、昨年の10月からスマートフォンやアプリのLINEを活用した道路や公園の不具合に関する市民通報システムをスタートし、活用されております。市民は、市のLINEページで友達登録をした上で、地域の道路や公園などで、路面に穴が空いている、公園の遊具が故障などの情報をその場所を撮影した写真、位置情報とともに市に送信をしております。それを確認した市が解決する流れになっております。途中経過についても、通報者、それを連絡された方にお知らせをされており好評だそうです。

芦屋市では、一旦「市・お困りです課」が受け——お困りです課という課があるんだそうなのですけども、市お困りです課が受けて、それぞれの担当のところと連携して対応するそうです。今までの電話での要望では、不具合がある現場の特定に時間がかかり、また損傷の程度が現場に行くまでわからなかったと指摘されております。LINEだと、現場の写真や位置情報も送られてくるのでスピーディーに現場に急行できるし、持っていく装備もあらかじめ検討がつくようになったと語って見えました。

市民にとっても通報しやすく、行政にとっても効率よく維持管理に対応できる仕組みが必要と思いますが、このことについてどうお考えでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えをさせていただきます。

インターネットを介しましたコミュニケーションツールの多様化が進んでおりますけれども、そんな中、開かれた市政運営と市民生活の利便性の向上に向けまして、市からお知らせなどをよりタイムリーに発信することに、今おっしゃるようなSNSを活用することは効果的であると考えております。

また、SNSは既存の情報媒体であります市のホームページですとか、それからケーブルテレビに比べまして、より即時性や拡散性、それから利用者の利便性などが高く、特に災害発生などの緊急時の情報発信等には有効であるというふうに理解をしております。

昨年の7月の豪雨災害を受けましてから、その後の市議会での一般質問におきましても、この災害発生時におけるSNSを活用した市民からの情報収集手段を整備したらどうかという御提案をいただきました。その御提案を踏まえまして、関係課による協議を行いまして、当面は、今おっしゃったLINEもございますけれども、災害時のことを考えますとツイッターのほうが向いているというふうに考えまして、当面はツイッターを予定していますが、市の公式SNSとして立ち上げます。

それで、市からは災害関連情報を提供しまして、また市民の皆さんなどからは被災箇所や危険な箇所などの情報を御提供いただくというようなことを想定した準備を現在進めているところでございます。

このSNSを利用しますれば、災害発生時や災害の発生のおそれのある場合だけでなく、おっしゃいますように日常生活の中で気づかれた道路や公園の不具合等に関する市民の皆さんからの情報を御提供いただき、先ほど建設部長が申しましたように、担当部署が現場を確認することによって効率よく修繕等の対応ができるといった仕組みともなり得るのではないかとこのように考えております。

このように、市民の皆さんと行政との双方向コミュニケーションを図ることができるSNSでございまして、なりすましや一方的な記述、あるいは不用意、不適切な記述、不正確な情報等の拡散といった負の側面もございまして、慎重な対応が必要と考えております。

既に手がけてはおりますが、まずはガイドラインでありますとか、運用マニュアル等を整備しまして、効率的な運用方法を検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今、おっしゃいましたように、負の側面のこともいろいろ考えていかなければいけないと思いますので大変ですけども、こういう時代ですので、SNSを使った通報システムをぜひ開始していただきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、3点目に移りたいと思います。3点目は、郡上市の産業支援センターについてお聞きしたいと思います。

活力ある郡上市の経済社会の土壌づくりに貢献するために、昨年4月から事業を開始された産業支援センターについて、何点かお聞きしたいと思います。

まず、郡上市産業支援センターを中心に事業者経営支援、事業継承、起業、人材確保と育成、移住など、地域経済が抱える課題解決に取り組み、早いものでもうすぐ1年がたとうとしております。

最初にお聞きしたいと思います。私たちが最も期待し、魅力を持った事業の中でのワンストップ相談窓口のサービスは、軌道に乗り、活かされているのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えいたします。

ワンストップ相談は、経営、創業といった産業にかかわる相談及び移住などについて、相談者が一つの窓口で必要な相談が受けられるということを目指したサービスで、支援センターの核となる機能でございます。

相談業務を開始しました昨年4月から、月平均20件以上の相談がありまして、相談の内容につきましても、創業、売り上げ向上、また商品開発、人材確保など、9分類に分けて集計しておりますけれども、幅広い分野への相談が寄せられております。

そして、相談を受ける体制は、相談内容に応じてあらかじめ必要な団体を支援センターマネージャーが調整して集めて、そして支援チームを結成して対応している、そういった現状でございます。

郡上市への移住相談ということ为例にとりますと、以前は外部の方が土地に不慣れな郡上で市役所の窓口、あるいはふるさと郡上会、ハローワークなど複数の窓口を訪問する必要があったわけですが、現在は支援センター1カ所で移住に向けての一通りのことは相談ができる体制ができたというふうに思っております。

また、事業者の課題では、1回の相談で解決するものではないので、支援センター及びセンターを構成する各団体とともに、伴走型と言いまして——一緒に走るという意味ですけれども、そういった形で複数回の相談に当たって課題に取り組んでいる、こういう現状でございますし、今後はこの1年間の活動で出た相談対応の課題を整理して、相談者にとって、さらに必要とされる、そんな相談窓口にしていきたいと、そんなふうに思っております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） このワンストップ相談の場合は、予約をして、そして相談を受けるのでしょうか。あらかじめ、いろんな部署の関係の方を集められてと、今おっしゃいましたけれども、予約が必要なのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 基本的には予約制でございます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） それでは、次に、今相談件数が、月平均約20件ぐらいあったと、そのようにおっしゃいましたけれども、その内容と成果、そしてその差しさわりのない範囲の中でちょっと

教えていただければありがたいですけど。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えします。まず、数字的な面ですと、ことしの2月末時点で、相談者の数は119人であります。そして、相談件数は248件となっております。この数の差というのは、1相談者が複数回相談をしているためということです。

そして、119人のうち、分野別の相談者数の内訳を見ますと、創業が32、そして売り上げの向上が18、商品開発が16、人材確保が13、販路拡大が12、そして移住についてが8、拠点の開発が8件、事業の承継——いわゆる事業の受け渡しです——これが3件とその他9というのが内訳でございます。

分野別としましては、創業ですとか、あるいは売り上げ向上に関する相談が多い、そんな傾向でございますし、地区別に言いますと、八幡町が54です。大和町が7件、白鳥町が15、高鷲町が11、そして美並が6件、明宝が1件、和良町2件、そして市外が23件とこういう割合でございます。

また、地区別に見ますと、今のことを見ますと、やはり支援センターがあります八幡町が多いということですが、また市外の人が多いのは分野別で創業に関する相談が多いということと関連しているというふうに分析しております。

また、年代としましては40代から60代が全体の7割でありまして、いわゆる相談に来る人は実際の経営に当たっている当事者の世代が多いというふうに分析しております。

もう少し続けますけども、具体的なお話をしますけども、例えば創業について例を挙げて御説明しますと、創業の相談内容としては、創業に際しての資金の準備あるいは補助制度の確認、また市外からの創業者の場合は、郡上のいわゆる営業環境、どういう市場状況で、どういう人口でという、そういった問い合わせが多いという傾向でございます。

この事例に対しまして、支援センターとしては、構成団体である郡上市の商工会、そして金融機関、また市の商工課、そういったところで相談のサポートチームを結成しまして、あらかじめ予約をいただいてこういったチームでお迎えしてワンストップ相談を受けているということで、また創業に関して、いわゆる業を興す創業に関して移住相談がある場合には、そこに産業プラザ4階のふるさと定住機構も一緒になって出席している。そういう体制でございます。

また、相談チームの役割としまして、商工会が創業後の事業計画をつくり、そして創業資金融資の説明もします。また、ふるさと定住機構が郡上での暮らしなどについての住環境についての説明をし、さらに金融機関が創業向けの融資の説明、そして市の商工課が創業に関する市の補助制度などについて、それぞれに役割を分担して説明している。そういう案内体制でございますし、一つ例を申し上げますと、新しく業を起こす、創業に関しましては、現在のところ、相談を受けた中から3店舗が創業しまして、それから2店舗が4月以降に創業予定、合計で5件の創業というふうになっております。

スケジュールで申し上げますと、早い人では昨年6月にセンターで最初の相談を受けましてから、商工課担当の空き店舗活用補助金も使いまして、9カ月後のことし3月に開業した、そういった塗装板金業の例がございました。非常にこれはスピーディーに行った例として記録に残っております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。1年間、皆さんが頑張られて、そして一度では相談もできないにしても、それを何度もやられることによって、完結をされるということで、本当にすばらしいセンターができたと思います。

ただし、わかっている人にはこの産業支援センターのことがわかるんですけども、たまたま商売をやっている人に聞いたら、あそこは何をやっておるのかわからんとかという方もまだみえますし、ちょっと私、これもびっくりしたんですけども、何々のという実行委員会というお知らせが来たんです。実行委員の方ですので、何回もここへ行っている方のところへ来たんですけども、その場所のところに郡上市産業プラザ4階交流ホールと書いてあるまではよかったんですけども、米印で、もうこれおおよそ1年たってからです、文化センター向かいの新しい建物です。入口付近で工事をしておりますので注意してお越してくださいとはわかります、今、やっていますので。文化センター向かいの新しい建物ですということを、この何回も会合をやっている人のところへ来るお知らせに書くべきことではないかと、これは皆さんにまだ知られていない、ちょっと一つの現象であると、そんなふうに思いましたし、若い商売をやっている人たちにちょっと聞いたところ、何をどういうふうにあそこへ相談に行ったらいいんか、まだまだよくわからないと、そういうお話聞きましたので、今後そういうことも踏まえて、また努力をしていただきたいと思います。

まず、最後に、事業開始して約1年、事業者を初め移住者、そのほか利用される全ての皆さんの産業の拠点として、反省点も含めて、今後の展望を簡単でいいので教えてください。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長(福手 均君) では、簡単にお答えします。

この支援センター、当初から約2年間かけて、いわゆる準備をして昨年4月にスタートさせました。主な機能は2つを期待をしておまして、1つは今申しあげましたワンストップサービスの実施、そしてもう1つは、今まで余り交流することのなかったさまざまな団体が、定期的に企画会議を開いてアイデアを出し合うことで、新しい視点から郡上市の産業振興策の案を生み出すということを期待しておりました。

ちょうど1年たちました。今のような、本当に冷や汗が出ましたけども、そういったこともあるかもしれませんが、概ねこういった形で1年やってきたと思っております。それぞれの事業を

さらに磨き上げて、具体的な成果が出るようにセンターを育成したいというふうに思っておりますし、1年目の30年度は、まずはセンター、知名度のアップを主眼にいろいろやってきましたが、今おっしゃったようにまだまだ十分ではございません。まだまだ、知名度が低いという課題がありますので、来年度は、例えば市北部で毎週出張相談を行ったり、あるいは市内各地への現地派遣相談などを行って、まずは知名度を上げていきたい、そんな展望を持っております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) まだ、1年ですので、これだけの成果を上げられれば本当に素晴らしいことだと思います。また、今後のますますの皆さんの御活躍をお祈りしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、風疹の予防接種についてということで、最後の質問をしたいと思っておりますのでお願いいたします。

以前、この問題で一般質問したことがあります。風疹の感染拡大を収束させるため、その対応を急がなければならないと思ひ、再度このことでお尋ねしたいと思います。

過日、成立した2018年度第2次補正予算には、風疹対策は盛り込まれていました。19年度予算案による措置も含め、現在39歳から56歳の男性を対象に21年度末までの3年間、抗体検査と予防接種が原則無料化されます。

対象の男性は、子どものころに予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて抗体の保有率が低く、昨年夏からの流行でも、この世代の男性が患者の中心だそうです。

風疹は、インフルエンザよりも感染力が強く、妊婦が感染すれば赤ちゃんが難聴や白内障、心疾患などになる先天性風疹症候群にかかって生まれてくる可能性があると言われております。

風疹の感染拡大を防ぐためには、無料化対象となる男性の抗体保有率をいかに高めるかが重要だと思います。郡上市においても、少子化を心配されている中ですが、毎月、広報郡上に赤ちゃん誕生のお知らせが掲載されています。妊婦さん、また御主人にとって風疹の感染はとても心配なことだと思います。

最初にお聞きいたします。郡上市において、近年の抗体検査と予防接種の状況を教えてください。

○議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長(丸茂紀子君) 議員おっしゃられたように、日本全体の風疹の抗体保有率というところが、全体で言うと約92%の水準には達しておりますが、過去の定期接種の機会が一度もなかった39歳から56歳の男性につきましては、他の世代よりも抗体保有率がやっぱり低くて、約80%と言われております。

こうした中で、30代から50歳代の男性を中心に患者が増加しているということから、国のほうで

は時限措置として、平成で言うと31年から33年度の3年間、風疹の追加的対策を行うということで、ワクチンを効果的に活用する観点から、まずは抗体検査を実施して、陰性と判定された方には定期接種として無料で31年の4月から予防接種のほうを実施するように今、準備を進めております。

市のほうでは、既に平成26年度から市民の風疹感染及び先天性風疹症候群の発症を予防して、風疹ワクチンの効果的な接種を促進する目的で、岐阜県は実施しております風疹抗体検査の事業があります。その対象は、妊娠を希望する女性とか、あと抗体価の低い妊婦の夫または同居者となっておりますが、そこを拡大して、郡上市では市内に住所を有する18歳以上の方、上限はつけておりません。その対象で、抗体検査を無料でやっております。その検査で、抗体価の低い場合にはワクチン接種を推奨しています。

市における抗体検査の経年実績は、毎年10人から20人程度でしたが、この30年度で、全国的な流行を受けまして今年の1月では市内全域で193の方が抗体検査を受けてみえます。直近のところで、今月3月上旬までで、市内の主な医療機関、ちょっと6医療機関に確認をしたところ、抗体検査及びワクチンの接種状況ですが、まず抗体検査は6医療機関で297人、3月上旬までです。そのうち、抗体が低かった方は77人ということで、検査者の26%は低い抗体価にありました。また、その抗体価が低い77人のうち、16の方がワクチン接種をされたということで、ワクチンの接種率としては21%です。

この接種率を聞きますと、ちょっと低いですが、その要因の一つとしては、妊婦さんも抗体検査を受けられます。ただ、妊婦さんが抗体が低いからと言って予防接種ができませんので、その一つ低いという原因と、あとは定期接種に4月からなりますと、ワクチンの接種料が無料となります。そういう情報を報道とか何かで聞かれた方が、接種は4月以降にしようということで、対象となられる方は延期してみえる方もあるようです。ということで、4月から接種料金が無料となりますので、今後接種される方がふえることが予想されます。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。4月まで待つてという方がおみえになるということで、それもあれかなと思いましたが、そのほかで対象者は働き盛りの年代が多いということで、平日の日中に検査を受けることが難しいし、また予防接種を受けることも難しいと、そういう人も多いと思いますので、休日とか夜間とか、職場での健診と一緒にこれが受けられるようにするなど、きめ細かい対応が大切だと思います。

風疹は予防接種でほぼ感染を避けられると言われておりますので、対象者に丁寧に周知するとともに、抗体検査、予防接種が受診しやすい環境整備を進めるため、努力をしていただきたいと思いますけど、この点についてよろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 現在、市のほうでは、この予防接種を受けていただくためには郡上市医師会との契約によりまして、抗体検査を希望される方は市内の医療機関で検査を受けていただくとなっております。ただ、議員おっしゃられるように働いて見える方が多いですので、国といたしましても、対象者の利便性に配慮しまして、現在、全国知事会と日本医師会との集合契約を進めておりますので、対象となる方が住所地以外の医療機関でもいつでも受けられるような体制を今、準備しております。

あと、市のほうでは広く啓発を行うために、対象となる男性の方には案内文書とクーポン券を送付する準備をしておりますし、広報紙とかケーブルテレビ等を通じまして周知を図っていきたくと思っております。

また、対象世代の方の職場の健診ということがありますが、既に各職域の健康診断で、抗体検査ができる体制の準備が進められております。また、同じように市の特定健診の機会でありますとか、夜間・休日に診療を行っていただいている市内の医療機関に対しましても、抗体検査や予防接種ができる体制をお願いをしていきたいと考えております。市内医療機関の関係者の方には、対象の方がみえたときにはこの健診の受診と同時に風疹の抗体検査についても積極的に声をかけていただくような協力体制をお願いしたいと思っております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 積極的に環境整備を進めていただいているようですので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、田代はつ江君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分とします。

（午後 3時19分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 3時34分）

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） 2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 議長より、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせ

ていただきます。

本日、私が6人目ということで最後でございます。同僚の議員の方からは、「まあ、ええで、おいてもええぞ。腹いっぱいやで」とは言われました。非常に励ましの言葉をいただきながら質問をさせていただきたいと思います。

執行部におかれましても、満腹ではないかと思えます。満腹ではなくとも、まだまだ半分青いかなというふうにして、一応、「まんぷく」と「半分、青い」ということでお察しいたきながら、私なりにはちょっとリラックスして質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

大きく、大項目としまして、郡上市消防団の出務改善及び防火消防水利について。もう1点は、環境問題にもかかわる食品ロスについてであります。よろしく御答弁をお願いいたします。

初めに、郡上市消防団の出務改善について質問をいたします。

消防団員におかれましては、昨年の7月の豪雨災害に出動されまして、防火活動や春季訓練また秋季訓練、新年の出初め式、月2回の点検日、また行方不明者などの捜索など、郡上市消防団山田団長を中心に、消防団員の方にはまことに御尽力いただいております。市民の安全・安心、また生命・財産を守るという崇高な任務のもとに日夜活動、御尽力をいただいております。

少子高齢化で、社会環境の変化による新時代により、消防団においても全国的にその影響が及んでおります。

こちらに、これはちょっと大変小さく、見にくくて恐縮でございますが、全国47都道府県別消防団員数の状況であります。これは、平成27年4月1日現在で、消防長のほうからの資料でございます。47都道府県ございますが、この中に岐阜県、これは120名ふえております。これは、平成26年4月現在と、平成27年の4月現在の表でございますが、この47の都道府県のうち、100人を超えて増員をされているというのは、福岡県と岐阜県だけでございます。こういったことで、非常に岐阜県も団員確保においては御尽力をいただいておりますし、また、郡上市におきましても、総務大臣感謝状ということで、これは平成29年10月の25日に、これは総務省のほうで山田団長が行かれまして感謝状贈呈式に出席をされておるといふことで、非常にその団員確保においても御尽力をいただいております。

しかしながら、消防団員の出務にも前述をしましたが、この全ての団員においては仕事をしながら多岐にわたるといふふうな活動になりまして、団員からのこの出務改善について、負担軽減の声もたくさんございました。

踏まえて、平成29年の第1回の定例会、これは3月議会でございますが、この中で、私は郡上市消防団の質問の中で、年末の夜警の負担軽減についての質問をした経緯がございます。

そのときの答弁の中で、今後、団員の意見を集約し、消防団最高幹部会議で協議していくこととしますとありました。

ことし、平成31年、ことしの年末夜警は、昨年末とか、あと年末夜警のその負担軽減について、ことしの年末には夜警が午前0時までの実施となる見通しということで、出初め式等で来賓のほうにも報告がございました。

平成29年の3月に、私が質問をさせていただいてから、この平成31年12月ということで、約2年ほどかかっておりますが、実はその昨年末にも夜警がもしかしたら時間短縮になるんじゃないかということで、非常に多くの方からお声をいただきました。

何で、ことしならんのとやという声もたくさんいただいた中で、ことし、いよいよ年末夜警というのが時間短縮で午前0時までというふうなことの見通しでございます。

こういったことに対して、アンケートをとられるというふうなことは、口頭で消防長のほうからお聞きはしたんでありますが、そのアンケートの調査はいつ実施をし、アンケートの対象者、アンケートの結果はどうであったか、結果を受け、実施はなぜその平成30年末の年末夜警に反映されずに、ことしの31年末実施なのか。確かに、ここまでの2年間の過程の中で、市民の方とか地域の方の合意形成を図るとかいったようなことは、多分恐らくあったのではないかと思います。その2年たったという、ある意味、私は周りの方からもスピード感がちょっとないんじゃないかというようにも言われましたので、そこら辺の経緯についてお知らせをしていただきたい。

また、実施に当たっての市民の皆さんへのその周知については、どのように今後行っていくのか。また、もう周知をされているのか。この点についてお伺いをしたいので、消防長だと思いますがよろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、今の年末夜警の時間短縮についてのこれまでの経緯について、まずお話をしたいと思います。

平成29年11月上旬に、年末特別警戒の日数と出動時間について、消防団員の意向調査を実施しました。このときの対象者としては、各方面隊の部長、分団長から意見聴取をすることとしました。

その結果、日数、今3日行っていますけど、これは従来どおりに3日間実施するという意見が7方面隊でした。

時間は、従来どおり午後8時から翌朝午前5時までという意見が2方面隊の一部。それから、午後8時から午前0時までという意見が5方面隊というものでした。

この結果をもとに、平成29年12月5日に消防団最高幹部である団長と副団長兼方面隊長において、年末特別警戒の出務時間に対する各方面隊の考え方を確認し、協議が行われました。

その結果、消防団員は仕事を抱えながらも責務として災害訓練出動、各種行事への参加を行っている。負担軽減を重要視し過ぎると、資質の低下も考えられるとして、継続して検討することとなりました。

次に、平成30年9月上旬に2回目の意向調査を実施しました。対象者としては、各方面隊の団員から意向調査をすることとしました。

その結果、日数は従来どおり3日間実施するという意見が前回と同様に7方面隊でした。時間は、従来どおり午後8時から翌朝午前5時までという意見が1方面隊の一部、午後8時から午前0時までという意見が6方面隊というものでした。

この結果をもとに、平成30年10月19日に消防団最高幹部にて協議が行われました。その結果、消防団員は常日ごろから災害時の出動や火災予防、空き家対策、不審者等に対するパトロールなど、市民の安全・安心のため、職務を遂行している。各方面隊の意向、団員のサラリーマン化、生活環境の変化を考えると時間短縮も必要であるとして、消防団としては、年末特別警戒の日数は従来どおり3日とし、時間は午後8時から午前0時までに短縮することとされました。

次に、この実施時期についての協議が行われました。時間短縮を実施するに当たり一番必要なこととして、今までの慣習を変更することは市民へ周知するための時間と同意を得る時間が必要であるとして、平成30年は今までどおり翌朝5時まで実施することとし、自治会長に団の方針を説明し、理解を求め、了解を得た後、平成31年の年末から実施する予定ということになったものです。

もう1つ、市民への周知についてですが、この年末特別警戒の出務時間の短縮について、自治会の各地区支部長会等で、方面隊幹部が説明するとともに、機会を捉えて団員も自治会等へ出向し、説明をします。

また、広報郡上、郡上ケーブルテレビ等を利用して、市民への周知を行っていかうと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。いろんなその、市民の皆様への周知を図りながら、消防団の負担軽減のために31年、ことしの年末から時間短縮ということで御尽力いただきました。まことにありがとうございます。

今までの郡上市の消防団の歴史の中で、初めての試みであるという、これは本当に大英断ということですので、山田団長を初め、最高幹部の方には本当に感謝を申し上げたいというふうにして思っております。

いろいろ調べてみますと、高山市の消防団及び活動に関するアンケートということで、高山市のほうでもアンケートをとられています。ここは、団員の方とあと市民の方にもいろいろアンケートをとって、いろいろと消防団員の負担軽減について調べて見えますので、こういった資料も私、たくさん持っておりますので、またよければ参考にさせていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。消防水利の整備、管理についてであります。

平成31年度郡上市施政方針の中で、市政運営の基本方針として、防災・減災が重点の一つとして取り組みは進められ、消防防災においては地域防災力の中核となる消防団の充実強化のため、引き続き自治会や事業所等の協力を得て、消防団員の確保に努めるとともに消防施設整備計画に基づく消防団員、消防団の車両及び資器材等の更新、またその耐震性、貯水槽や消火栓などの消防水利の整備を行っていくというふうにしてありました。

午前中、山田議員のほうも防災・減災について少し質問をされたと思いますが、ちょっとパネルで、地域の総合防災力ということで、常備消防、これが公助という部分に当たります。あと、この消防団、あと自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブというふうにして、自助、共助、また公助というふうな、こういったことで地域の総合防災力というのが培われているというふうな状況であると思います。

当初予算の消防費で、消防施設維持管理経費、消防施設整備事業の中でも計上をされております。国の総務省、消防庁、防火水槽整備で、平成30年から財政支援を拡充し、消防水利の不足を今後20年間で解消したいというふうな考えでございます。

消防水利には、タンクに水を治める防火水槽、水道管につなぐ消火栓等があり、市町村が設置、管理をしております。消防庁は、全国に156万カ所に必要としていますが、整備率は平成27年4月時点で73.5%にとどまっております。消火栓は断水で使えなくなるちょっとおそれがありますので、消防庁は防火水槽に重点を置いており、年間の新設数を現在の3倍相当の、これを1万5,000基程度にふやすというような計画であります。

具体策としましては、減少が続いてきたこの水槽整備に関する自治体への補助金について、平成30年度は13億2,000万円と前年度から2,000万円前後、2,000万円ほど増額をしております。自治体が地方債を使い、木造密集地域で揺れに強い水槽——これ耐震性貯水槽のことであると思いますが、を新設をしたり、古くなった設備を補強したりして長持ちさせたりする場合には、借金返済を地方交付税で支援する仕組みも導入をしておりますが、こういったことを本市は導入され、利用され、整備をされているのか。

もう一点は消火栓であります。市民の方にも大変使いやすい初期消火設備であると思われませんが、消火活動の際に、消火栓があるんですが、その消火栓の上には、筒先、ホース、あとは消火栓を開放する器具が、その工具が入ってはいますが、そういったものを実際つないでみて、周囲の複数の家屋等に届く範囲に整備がちょっとされているのかということが少し疑問に思われます。確かに消防団活動の中において、月に消火栓の点検は行っておりますが、実際消火栓にホースをつないで、一体どこまでの範囲まで対応できるか、一体この家までは届くんやろうかというようなところまでは、多分恐らくやってみえないと思われま。

また、自主防災組織の中で、いろいろと公民館等で、その近くにある消火栓を利用して、つないでやることは多分恐らくあると思いますが、全ての消火栓の中でホースをつないでみてということは、多分ないと思います。そういった中で、そういったホースというのは結構劣化しやすいものがありますので、そういったことが、例えば、はちけたというようなことで、全く消火活動に支障を来すというような場面がもしかしたらあると思われまので、そういった管理、整備というのはやられてみえるのか。そこら辺について質問をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） ただいま防火水槽の整備の場合の財源についてと、それから、消火栓の整備と管理状況ということで、2点御質問をいただいたというふうに思っています。

まず、1点目の防火水槽についてでございますけれども、こちらにつきましては、水利が十分でない地域に対して、地元からの要望を踏まえながら、耐震性の貯水槽、40m³級というものの地下式タイプを、国の消防施設等整備費補助金を活用して、緊急性の高い箇所から、毎年ですけれども、2基から3基程度を整備させていただいておるということでございます。

整備に当たりましては、補助金のほかに、辺地対策事業債、過疎対策事業債のほかに、平成30年度までは合併特例債を活用させていただいております、いずれも元利償還金に対して7割から8割が地方交付税に算入されておるということでございます。本年度も八幡町の名津佐地内でありますとか、大和町徳永地内、高鷲町ひるがの地内にそれぞれ1基を整備させていただいております、これらにつきましても、消防施設等整備費補助金と合併特例債、それから辺地対策事業債を活用させていただいておるという状況でございます。

また、都市住宅課におきましては、八幡の市街地に防災対策基本計画に基づきまして、国の都市再生整備計画事業費補助金を活用させていただき、平成28年度と平成29年度に100m³級の地下式水槽を各1基、それから、今年度は40m³級の地下式水槽を1基整備させていただいておりますけれども、これらにつきましても同様に、補助裏につきましては合併特例債を活用させていただいておるという状況でございます。

今後もこれまでと同様に、対象となる補助金や市債を有効に活用して、耐震性貯水槽の整備を推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あと、消火栓の整備と管理についてでございますけれども、郡上市では、建物がある区域においてですけれども、おおむね100メートルから120メートル間隔で設置をしております。1つの消火栓から建物への距離がおおむね50メートルから60メートル以内になるということを想定して、消火栓を設置しておるという状況でございます。

消火栓の器具収納箱ですけれども、こちらには、一部の地域ではホース2本というところもあるよ

うでございますが、基本的には、20メートルのホース3本と放水するための筒先、あと消火栓の開閉を行うハンドル、あと消火栓の口径を下げた利用するための媒介金具と言われるものを、備品として格納しております。ホースの数量につきましては、先ほども言いました、建物までの距離がおむね50から60メートルという距離をカバーするための本数である3本ということでさせていただいております。

あと、消火栓の備品の維持管理につきましては、消防団でありますとか、地元自治会による定期的な点検、また、防災訓練時等において点検をしていただくことを基本としております。経年劣化でありますとか、訓練時に使用によりホースの穴あきなど、異常を発見され、申し出があった場合には、速やかに交換や修理を行っているということでございます。

今後も器具に異常がないか、ホースへの通水により穴あきがないかなどを確認していただくよう、消防団や自治会等の会議の場において、繰り返しお願いしていきたいと考えております。

議員が今言われた、なかなか住宅密集地でホースを伸ばしてやってみたことがないのではないかということもございます。訓練をされる場合には、なるべくそういった影響がないところだけの消火栓を使っておるということもございまして、これからはホースを変えて、ほかの器具庫のホースを持ってきて使ってみるとか、そういったことについて、今後そういったことも周知していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。消火栓は、大和は、多分口径が50ミリのホースが、50ミリ掛ける20メートルが2本のところが多分多いと思われまして。いろいろ調べますと、通常のホースだと65ミリで、大和地域は恐らく50ミリが多いんです。それで、八幡地域をちょっとこの前も歩いて、ちらっと中を見たら、大体40ミリで20メートルが5本。そうすると、やっぱり100メートルとか。大和の場合ですと、恐らく2本ぐらいいかないので、40メートルで、あとは、水が飛ぶのが大体、先ほど50メートルか60メートルということであれば、大体の家屋のほうには届くんじゃないかというふうにして思われます。器具の点検に関しては、はちけたりというようなこともありますので、十分留意されまして、今後も管理には努められたいというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、大和の以前ハザードマップの中で、大和のつながり支え合いマップというのがありますが、ここには消火栓の位置が事細かく全部網羅してありますので、どこに消火栓があってということがわかりますので、そういったことも自治会長連合会を通じて、またいろいろと周知を図りたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましてですが、ちょっと環境問題にかかわる食品ロスについて質問をさせていただきます。

食品ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ商品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産や加工、小売、消費の段階で多くこれは発生いたします。

この日本の食料自給率は、現在39%。これは平成27年度でございますが、大半を輸入に頼っています。年間の廃棄量は632万トン。これは一人当たり1日茶碗1杯、約136グラムを捨てられているふうな計算になります。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロス削減に向けた本市の取り組みについて、4点ほどちょっとあるんですが、伺いたいと思います。

1つ目。レストランなど飲食店での食品ロスに向けた取り組み。

レストランなどの飲食店でのランチや定食の約5倍とされる宴会での食べ残し削減に向けた本市の取り組みとして、全国の自治体では、新年会、歓送迎会、これからあると思うんですが、あるいはまた忘年会、そういったときにおいて、3010運動というのを実施されておる自治体が数多くあります。

この3010運動というのは、乾杯からまず30分は席を立たない。あと、中締めから10分前には席について食事を食べるというふうなことで、もう無駄なく食べようというふうな取り組みであります。

ほかに多くの自治体等がこれに賛同をしておりますが、こういったことを、のぼりの旗等の制作とか、来客に促すとかなどの啓発をまずされてはいかがかというようなこと。市長さんや副市長さん、また執行部の方も御存じだと思いますが、飛騨地方では、祝いや宴会の席で、祝い唄のめでたというものがあります。このめでたというのは、30分ぐらい、あるいは1時間ぐらいたって、それから、そのめでたという唄が終わるまでは席を立たないというふうな風習というのがあります。こういったような取り組みについて、本市はこういった取り組みが恐らくないと思われませんが、こういったことについてどのように考え、取り組まれるかということにお伺いしたいので、お願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） まず、この1番の御質問に関しましては、私のほうから回答を申し上げます。

言葉の定義の確認でありますけれども、いわゆる食品ロスというのは、まだ食べられるのに捨てられる食品のことであると我々も認識をしております。そして、私たちが平成27年度の農水省と環境省の統計を調べてみました。日本では、食品廃棄物、食べられないものも、食べられるものも含めた廃棄物の量というのは、年間で2,842万トンであるという数字を得ております。ですので、先ほどのを考えますと、そのうちの約22%は、食べられる食品ロスが占めていると、そういうことになります。

国等の傾向でございますけれども、国では、環境省及び農水省が食品リサイクル法に基づく発生抑制の目標値を設定しまして、食品ロスの削減の推進を図っているところですが、そもそも食品

ロスを発生させる要因の一つとして、我々消費者の過度な鮮度志向、いわゆる新鮮なものを欲しがる、そういった志向があるのではないかとされておりまして。

また、県の動向ですが、岐阜県においては、食品ロスを削減するために、平成28年度に福井県で提唱をし設立された自治体間のネットワーク、全国おいしく食べきりネットワーク協議会に参加しまして、平成30年度からは岐阜食べきり運動を推進しております。

そして、本市の状況でございますけれども、まず、食品ロス削減の対策につきましては、現在のところは、いわゆる各飲食事業者等の自主性に任せている、そういった現状でございます。また、3010運動と申しますのは、いわゆる生活習慣でございますので、なかなか浸透というのが難しいところもございますけれども、今後の取り組みとしましては、この食品ロスの削減及び3010運動の推進に向けまして、市役所の中の関係部局で協議して、取り組んでいきたいと思っております。

また、具体的な例としまして、商工担当も飲食店に対しては、余った料理の持ち帰りを、持ち帰り用のパックを用意していただくようにお願いをいたしまして、お客さんの自己責任において、余った料理の持ち帰りも推進していきたい、そんなふうに思っておりますのでお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。お持ち帰り用のパックという、そういう手段もありますが、基本的にはそこで食べ切っていただければ、そういうまた次の、ある意味、無駄な工程もなくなるということなので、できるだけ食べ切るような、そういった運動をまた御検討願いたいと思います。

続きまして、市民、消費者への食品ロスの削減に向けた取り組みであります。

年間、先ほど言いました、廃棄量の632万トンの半分は、家庭での食品ロスということになります。例えば、料理の際に食べられる部分も捨てられるというふうな部分とか食べ残し、冷蔵庫などに入れたまま期限を迎えた商品などの食品ロス削減に向けた本市の取り組み等があればお願いをしたいです。

富山県では、使い切り運動ということで、これは3015運動という、これは富山県の標高3,015メートルの立山のことになんで、使い切り運動ということで、冷蔵庫にあるものを30日と15日にはちょっと点検をして使い切ってしまうというふうな運動もございますが、こういうことを踏まえて、市民、消費者に向けての取り組みというのがありましたらお願いをいたしたいと思っております。お願いします。

○議長(兼山悌孝君) 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) それでは、お答えをします。

食品ロスということについての質問でございますが、私のほうからは、食品廃棄物処理の観点か

らお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

郡上クリーンセンターで受け入れた食品廃棄物の処理量といたしましては、過去10年間の平均でございますが、年間約2,730トンあります。市民一人1日当たりで177グラムになります。これのほかに、郡上クリーンセンターに持ち込まれずに自家処理される食品廃棄物が相当ありますが、これのほとんどは堆肥化され、畑などに有効利用されていると思われまます。郡上市の食品廃棄物に占める食品ロスの正確な割合を算出する根拠はありませんが、全国平均値の割合を当てはめましても、全国の平均排出量を下回ることは推測できるものと考えております。

郡上市民は、従来からもったいない精神に富み、家庭や地域、学校における日々の生活の中で、この精神が受け継がれているものと考えられます。一般廃棄物処理の観点から見て、さらなる生ごみ減量は、廃棄物処理費用の削減には有効な手段でございます。現在は、生ごみ処理機の購入補助やダンボールコンポストの利用促進等の施策を推進してございまして、これまでの累計で1,021世帯の御家庭に利用していただいております。

今後における市民への食品ロスの削減の取り組みといたしましては、郡上人の気質の継承と、食品ロス削減の手法の紹介、御家庭などで手軽にできる食品ロスの削減等のPRでございますが、岐阜県のホームページにも出ておりますが、その推進を含めまして、担当部局と協力しながら継続して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。ぜひ積極的に食品ロスを減らすということで進められたいと思います。

ちょっと時間もなくなってきましたが、3点目であります。

食育での食品ロスの取り組みについてであります。

これは主に幼稚園とか保育園、小中学校での取り組みというのはあるのかということであります。いろいろ新聞を見てみますと、食材図鑑で関心を持たせたりとか、食材を自身で育てて収穫したり、また、食器を自身で創作するなどの体験を通じてということがありますが、この食器を自身で創作するなどの体験というのが、こちらにちょっと持ってきたんですが、従来はこの白磁器という白い陶器だけなんです、これいろいろ模様があるんですが、この模様というのは、転写紙というものがあります。これは水に漬けると分離するので、それをピンセットで各子どもたちがいろいろ自分なりにレイアウトをするものなんです。それを電気炉に、一番高い温度ですと、徐々に上げてはいくんですが、800度で一昼夜すると、これはもう完全に張りついてということになります。

このように、こういった食器があるんですが、こういったことが、子どもたちが自分たちでつくるので、非常に思い入れがあって、例えば、嫌いな食材、多いのは、例えば、ピーマンとか、トマ

トとかというのは結構あるとは思いますが、そういう自分でつくった食器にそういうものに乗せると、意外とこれが食べてくれるというようなことで、食べ残しが減らせたりとか、好き嫌いがなくなったりというようなこともできるので、ぜひこういったことも取り組まれないと思いませんし、新聞いろいろと見ていますと、日々食品ロスにかかわる新聞記事が載っております。小さい皿で食べ残し減少とかということ、やはり大きい皿よりも小さい皿のほうが、まあこれは量の判断で、これは心理学的なところからそういうふうにして、大きな器よりも小さな器のほうがということ、これは食べ残しが減少するというようなこととか、いろいろと過剰な注文ということであれば、過剰な注文が誘発の構図ということ、経済学の見地からということ、いろいろとこういったことも新聞には出ております。

こういった取り組みも非常に有効なことではないかなと思いますが、それに関する取り組み等、啓発等がございましたら、御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 丸山功君。

○教育次長（丸山 功君） それでは、私のほうからは、主に学校での取り組みについて回答をさせていただきます。

まず、学校給食における給食の残量についてですが、学校給食は、栄養価を第一として献立を組み、量は食べ切れる量を考えてつくられております。そうした中で、体調不良とか欠席が多いとき、あるいは、主に魚類ですね。魚類の骨があるときなどは若干残量がふえますけれども、給食残量については減ってきているというふうにとらえております。

議員から御指摘ありました、学校などでもそういう農園などでの取り組みも各地で行っておりますけれども、生徒が自分で育てた野菜を食材に使用していくことで、嫌いだった野菜でも、自分がこれはつくったんだということ、食べれるようになったということの事例もございますし、また食育の一環としても、畑で野菜を栽培して、収穫した野菜を使って調理をするということ、食べる意欲を高めるという取り組みを行っております。

また、主に小学校でございますけれども、JAめぐみが行っております食農活動等の取り組みという事業がございますけれども、こういう中で野菜づくりの資材提供とか栽培の指導、あるいはバケツ稲作の実施、まめなかな運動といたしまして、大豆栽培とか豆腐づくり、こうしたことを各小学校で行っておりますし、また、いろんな団体に御協力をいただきまして、関係組織と連携した食育活動を行っております。

また、各学校では、地元の農家の方がいろいろ交流をさせていただいたり、あるいは、さらに調理員の方とも交流をさせていただいたりして、野菜を育てた人への感謝を通して食べ残しが少なくなるように、栄養教諭が指導を行っております。また、児童生徒自身も健康委員会などということ、どれだけ食べ物の残しがあるか、あるいは、少しでも食べ残しを減らそうということ、学校の掲示

板などに掲示して取り組みをしている学校もあります。

こうした中で、郡上市の食育推進基本計画というものがございますが、その中で、学童から思春期の間においては、食生活の基礎づくりということで進めておりますし、こうした食育によりまして、食品ロスの削減につながっていくものではないかというふうに考えておりますので、今後も継続した取り組みを行いたいというふうに思います。

それから、最後に、議員の御指摘の白磁の食器ですけども、以前にこうしたものを利用したところがございましたけども、やはり破損が多くて、補充のためにコストが非常に高くなったという面もあります。非常に楽しみだという面もありますが、日常管理が難しいとか、あるいは、輸送中に破損というようなことがございますので、現在は樹脂食器というものを使っておりますけども、こうしたものによって代替をしておるといことと、また、食育のランチョンマットなども、今小学校1年生に配布して食育を進めておるとい状況でございます。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございます。それぞれの部署でいろいろと御答弁いただきましてありがとうございます。また部署ごとで、またいろいろと検討をして、前向きに進められていただきたいというふうにして思っております。

時間もまいりまして、やはり何遍も一般質問をやらせていただいておりますが、どうも練習不足と緊張の余り、うまいぐあいには説明できませんでした。せっかく市長さんが一緒のネクタイをしてきていただいておりますのに、多分気を使っていただいとるんかなと思っておりますが、思いのほか下平部長も似ていますし、置田部長は前回と同じく、また私のために応援していただいたんではないかなど。そういった方のためにももう少し練習して、立派な一般質問ができるように、また次回準備をしてみたいので、よろしくお願ひします。多岐にわたりまして丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) これで本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 4時12分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議員 山 川 直 保

